

1 施策の体系

基本理念

市民一人ひとりが支え合い、
誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

基本方針Ⅰ

心の健康を支援する体制整備とゲートキーパー等人材養成の推進

施策1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- ▶ 1 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- ▶ 2 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
- ▶ 3 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- ▶ 4 うつ病等についての普及啓発の推進

施策2 自殺対策に係る人材の確保・養成及び資質の向上を図る

重点

- ▶ 1 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- ▶ 2 自殺対策の連携調整を担う人材の養成
- ▶ 3 かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上
- ▶ 4 教職員に対する普及啓発等の実施
- ▶ 5 保健師等に対する研修の実施
- ▶ 6 介護事業従事者に対する研修の実施
- ▶ 7 民生委員・児童委員等に対する研修の実施
- ▶ 8 社会的要因に関連する相談員に対する研修の実施
- ▶ 9 様々な分野でのゲートキーパーの養成
- ▶ 10 市民に対する研修の実施
- ▶ 11 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- ▶ 12 自殺対策従事者への心のケアの推進
- ▶ 13 家族や知人等を含めたケアラーへの支援

施策3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- ▶ 1 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ▶ 2 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- ▶ 3 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- ▶ 4 被災者の心のケアの推進

施策4 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- ▶ 1 長時間労働の是正
- ▶ 2 ハラスメント防止対策
- ▶ 3 労働関係機関との連携した勤務問題による自殺対策の推進

基本方針Ⅱ

地域における自殺のハイリスク者対策の推進

施策5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- ▶ 1 精神科医療・保健・福祉等の各機関の連動性の向上
- ▶ 2 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実
- ▶ 3 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
- ▶ 4 うつ等のスクリーニングの実施
- ▶ 5 うつ病以外の精神疾患患者に対する支援

施策6 社会全体の自殺リスクを低下させる

- ▶ 1 相談体制の充実と支援策や相談窓口情報等の分かりやすい発信
- ▶ 2 失業者等に対する相談窓口の充実
- ▶ 3 経営者に対する相談事業の実施
- ▶ 4 危険な場所等における対策
- ▶ 5 インターネット上の自殺関連情報対策の推進
- ▶ 6 ひきこもり等に対する支援の充実
- ▶ 7 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者に対する支援の充実
- ▶ 8 生活困窮者に対する支援の充実
- ▶ 9 高齢者や認知症者に対する支援の充実
- ▶ 10 ひとり親家庭に対する相談窓口の充実
- ▶ 11 がん患者や慢性疾患患者、難病患者等に対する支援の充実
- ▶ 12 性的マイノリティ（LGBT）に対する支援の充実
- ▶ 13 報道機関に対する世界保健機関（WHO）の手引き等の周知

基本方針Ⅲ

若年層の教育ステージや生活環境に配慮した支援・対策の推進

施策7 子ども・若者の自殺対策を更に推進する **重点**

- ▶ 1 子どもに対する支援の充実
- ▶ 2 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
- ▶ 3 いじめ等を苦にした子どもの自殺の予防
- ▶ 4 学生・生徒等に対する支援の充実
- ▶ 5 若者に対する支援の充実
- ▶ 6 若者の特性に応じた支援の充実

基本方針Ⅳ

女性のライフステージや生活環境に配慮した支援・対策の推進

施策8 女性の自殺対策を更に推進する **重点**

- ▶ 1 妊産婦への支援の充実
- ▶ 2 困難な問題を抱える女性への支援

基本方針Ⅴ

自殺未遂者支援の充実

施策9 自殺総合対策に資する調査研究等を推進する

- ▶ 1 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証
- ▶ 2 調査研究及び検証による成果の活用
- ▶ 3 先進的な取組に関する情報の収集及び整理
- ▶ 4 子ども・若者の自殺等に関する調査研究及び成果の活用

施策10 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ **重点**

- ▶ 1 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- ▶ 2 救急医療施設等における精神科医による診療体制等の充実
- ▶ 3 医療と地域の連携推進による包括的な自殺未遂者支援の強化
- ▶ 4 家族等の身近な支援者に対する支援
- ▶ 5 学校や職場等における事後対応の促進

基本方針Ⅵ

自死遺族等に対する支援の充実

施策11 遺された人へ支援を充実する

- ▶ 1 遺族等への支援
- ▶ 2 学校や職場等における事後対応の促進
- ▶ 3 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進
- ▶ 4 遺児等への支援
- ▶ 5 遺された関係者への支援

基本方針Ⅶ

関係団体等との連携強化と協働による取組の推進

施策12 関係団体等との連携を強化する **重点**

- ▶ 1 民間団体の人材育成に対する支援
- ▶ 2 地域における連携体制の確立
- ▶ 3 民間団体の相談事業等に対する支援

重点施策の考え方

12の施策には、自殺対策を直接の目的とせず、間接的に自殺対策に資する施策も含まれています。これらの施策の中でも、特に直接的に自殺対策に資すると考えられる5施策を【重点】施策と位置づけ、本計画において、特に重点的に取り組む施策とします。

2 基本方針の施策及び成果指標

基本方針の下に 12 の施策とそれに紐づく取組を展開していきます。
また、各基本方針に成果指標を設け、取組の進捗状況を把握します。

基本方針 I

心の健康を支援する体制整備とゲートキーパー等 人材養成の推進

施策 1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺に追い込まれるということは「誰にでも起こり得る危機」ですが、日常的に「心の健康」について考える機会は少なく、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。

そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺の問題は一部の人だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民の理解の促進を図ります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということについても、理解の促進を図ります。

それらの理解を通じて、自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、思いに寄り添い、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動や広報活動等を通じた啓発事業を展開します。

取組の方向性

1 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

- (1) 基本法第 7 条に規定する自殺予防週間（9 月 10 日から 16 日まで）及び自殺対策強化月間（3 月）において、札幌市、関係機関、民間団体等が連携して、自殺予防のための啓発活動を推進します。

2 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

- (1) 児童生徒に命の大切さを単に教えるのではなく、学校における体験活動や地域の高齢者との世代間交流等の活用により、互いに気持ちを伝え合うことができるようにすることや自己肯定感を高める教育等の生きることの促進要因を増やす取組を通じて、自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進めます。
- (2) 子どもに SOS の出し方を教えるだけでなく、児童生徒と日々接している学級担任や養護教諭等の教職員、学生相談に関わる大学等の教職員が、子どもの出した SOS に気づき、適切な受け止め方を行うことができるよう、研修教材の作成や配布、研修会の実施等による普及啓発を行います。

3 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

- (1) 自殺や自殺関連事象に関する間違った社会通念からの脱却と市民一人ひとりの危機遭遇時の対応能力を高めるため、インターネットを積極的に活用して正しい知識の普及を推進します。
- (2) 自殺予防に関する知識やゲートキーパーの役割等について、幅広い市民に関心を持ってもらうよう、ホームページ等の様々な媒体を活用するなど、工夫を凝らした普及啓発を実施します。

4 うつ病等についての普及啓発の推進

- (1) ライフステージ別の抑うつ状態やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及啓発を行うことにより、早期休息・早期相談・早期受診を促進します。

主な取組内容

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|--------|-----------------------------|---|-------------------|
| 1 (1) | 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における啓発活動の推進 | 自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせて、札幌市、関係機関、民間団体等が連携して、自殺予防に関する各種事業を実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (1) | 暮らしとこころの総合相談会 | 自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせて、札幌弁護士会や精神保健福祉センター等の関係機関が連携して、それぞれの問題に合わせて同時に対応する相談会を開催します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 2 (1) | 命を大切にす指導の充実 | 道徳をはじめ、学校の教育活動全体を通して「命を大切にす指導」を位置づけ、計画的に実施します。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 2 (1) | 「人間尊重の教育」推進事業【新規】 | 札幌市学校教育の重点の『基盤』である「人間尊重の教育」について、「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」を相互に関連させて取り組み、子ども一人ひとりが「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりの一層の推進を図ります。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 2 (2) | 「学生メンタルヘルス支援部会」との連携 | 市内の大学で構成される「学生メンタルヘルス支援部会」と連携し、教職員が学生の心の問題等の理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなげるような取組を推進します。また、大学等の学生に対して、自殺予防教育が行われるよう、働きかけます。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 2 (2) | 指導資料「いじめ問題への対応」の活用 | 教職員がいじめの問題を理解し、いじめに対して適切な対応を図ることができるよう、生徒指導資料「いじめ問題への対応」を作成・配布します。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 2 (2) | 教職員等への研修 | 教職員やスクールカウンセラーを対象に、児童生徒理解や子どもの自殺のサインに対する気づきを高め、適切な対応を養うための研修を実施します。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 2 (2) | 教育センター研修事業 | 教職員等を対象に、児童生徒のこころの健康に関する研修や性に関する指導等の現状と取組に関する研修を実施します。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 2 (2) | 小中学生等に対する自殺予防啓発事業【新規】 | 市内学校（小・中・高）において、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発活動を行った団体に対して、その経費の一部の補助を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|-------------------------|-----------------------|---|------------------------------|
| 3 (1) 3 (2) | 性的マイノリティの理解促進 【新規】 | 性的マイノリティの理解促進を図るために、ホームページやリーフレットなどを活用して広報啓発を行います。 | 市民文化局 男女共同参画室 |
| 3 (1) 3 (2) 4 (1) | ホームページや SNS 等による普及啓発 | ホームページや SNS 等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 3 (2) | 地域密着型自殺対策事業 | 各区保健福祉部が実施主体となり、地域の特性や実態に応じて自殺に関する正しい知識の普及啓発を実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 各区保健福祉部 |
| 3 (2) | ゲートキーパー養成研修 | 市民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する研修を実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 3 (2) | 自殺予防等研修講師派遣 | 関係機関・団体等に対して、自殺予防やメンタルヘルスに関する研修講師を派遣し、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する普及啓発や人材養成を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 3 (2) 4 (1) | 冊子やリーフレット等による普及啓発 | 自殺予防や精神疾患について、わかりやすくまとめた冊子やリーフレット等を配布し、自殺に関する正しい知識やゲートキーパーの役割（きづく、きく、つなぐ、みまもる）等の普及啓発を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 3 (2) 4 (1) | 啓発物品等の貸出による普及啓発 | 心身の健康や自殺予防など多様な視点から精神保健福祉の普及啓発事業を実施する札幌市内の機関・団体に対して、普及啓発物品の貸出を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 3 (2) 4 (1) | 若年層向け自殺対策普及啓発事業 | 若年層に対して、効果的な啓発となるよう啓発方法やデザイン等を工夫し、自殺の現状や自殺の危険を示すサイン、ゲートキーパーの役割（きづく、きく、つなぐ、みまもる）、相談窓口等、自殺予防に関する知識の普及啓発を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 4 (1) | 健康教育事業 | 各区保健センターや札幌市医師会において健康教育を行い、休養のとり方やこころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発や情報提供を行います。 | 保健福祉局 保健所 各区保健福祉部 |
| 4 (1) | 健康づくりサポーター等派遣事業 | 健康づくり（こころの健康づくりを含む）を目的とした団体に対して、健康づくりサポーターを派遣することにより、住民の自主的で継続的な健康づくり活動を支援します。 | 保健福祉局 保健所 |

医療・保健・福祉・労働等の業務に携わる職員等の中においても「自殺対策は特別なこと」という認識は根強いですが、各機関が実施している、生きるための包括的な支援は、自殺対策の1次予防として重要な役割を果たしています。

自殺対策の専門家として直接的に自殺対策に係る人材の確保・養成及び資質の向上を図ることはもちろん、様々な分野において生きるための包括的な支援に関わっている専門家や支援者等を、自殺対策に係る人材として確保・養成することが重要であるため、幅広い分野で自殺対策教育や研修等を実施します。

また、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」を担う人材等の養成をこれまで以上に進めることで、地域の中で自殺に追い込まれようとしている人に支援の手が届くような環境づくりを推進します。

なお、本施策の取組については、札幌市において令和5年1月に策定した「ヤングケアラー支援ガイドライン」と密接な関連があることから、「ケアラー支援」としても位置付け、着実に推進していくものとします。

取組の方向性

1 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

- (1) 自殺対策に係る人材の確保・養成及び資質の向上を図るため、大学や専修学校等において、自殺に関する正しい知識や悩んでいる人に対する適切な関わり方等、自殺予防に資する教育が行われるよう働きかけます。
- (2) 医療・福祉専門職は、自殺未遂者や自傷行為者等に接する可能性が高いため、医療・福祉の教育機関において、自殺予防に関する教育が行われるよう働きかけます。

2 自殺対策の連携調整を担う人材の養成

- (1) 地域における関係機関、民間団体、専門家、その他のゲートキーパー等の関係者間の連携調整を担う人材を養成します。

3 かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

- (1) うつ病等の精神疾患患者は身体症状を呈しやすいことから、内科等のかかりつけの医師等に対して、うつ病等の精神疾患の理解や対応、患者の社会的な背景要因を考慮した自殺リスクの的確な評価技術、地域における自殺対策や様々な分野の相談機関・支援策に関する知識の周知を図ります。
- (2) 各医療機関で、医師や医療関係者に対する自殺予防教育が行われるよう働きかけます。
- (3) 医療関係者に対して、ゲートキーパー研修を実施します。
- (4) がん患者の自殺は、がん対策における重要な課題であり、国のがん対策に関する基本方針においても、がん患者の診断後の自殺対策について、医療従事者等が正しい知識を身につけることが求められていることから、がん支援に携わる医療従事者向けの研修を実施します。

4 教職員に対する普及啓発等の実施

- (1) 教職員が子どもの出したSOSに気づき、適切な受け止め方を行うことができるよう、研修や普及啓発を実施します。
- (2) 大学保健管理センターと連携し、学生相談に関わる教職員に対して、メンタルヘルスに関する研修会等を開催します。

5 保健師等に対する研修の実施

- (1) 地域や企業等でメンタルヘルスに関連した業務に従事する保健師等に対して、心の健康づくりや地域の自殺対策に関する研修を実施します。

6 介護事業従事者に対する研修の実施

- (1) 介護支援専門員（ケアマネージャー）、介護福祉士、社会福祉士等の介護事業従事者に対して、ゲートキーパー研修を実施します。

7 民生委員・児童委員等に対する研修の実施

- (1) 民生委員・児童委員や地区福祉のまち推進センター等の地域関係者に対して、自殺予防に関する知識の普及やゲートキーパー養成に係る研修を実施します。

8 社会的要因に関連する相談員に対する研修の実施

- (1) 商工会・商工会議所等の経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員、生活保護ケースワーカー、生活困窮者自立相談支援事業における支援員等に対して、自殺対策やメンタルヘルスに関する正しい知識の普及を促進するとともに、ゲートキーパー研修を実施します。

9 様々な分野でのゲートキーパーの養成

- (1) 弁護士会や司法書士会、理美容協会等の各種団体に働きかけ、地域の自殺対策やメンタルヘルスに関する知識の普及とゲートキーパー研修への参加促進を図ります。

10 市民に対する研修の実施

- (1) 幅広い市民に対して、ゲートキーパーに関する研修を実施し、地域の中で自殺に追い込まれようとしている人に支援の手が届くような環境づくりを推進します。

11 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

- (1) 警察官や消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、遺族等への適切な対応等に関する知識の普及を図ります。

12 自殺対策従事者への心のケアの推進

- (1) 学校や医療機関等における自殺対策従事者の心の健康の維持を図るため、メンタルヘルスに関する知見を活かした相談や研修会を行います。

13 家族や知人等を含めたケアラーへの支援

- (1) 高齢者の在宅介護などで悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人、家族介護者等を含めた支援者が孤立しないよう、気軽に悩みを相談できる場を提供するなど、これらの家族等に対する支援を推進します。
- (2) 精神疾患を抱えた人を支える家族に対して、CRAFT等の支援プログラムを活用します。

【札幌市におけるケアラー支援について】

少子高齢化や核家族化の進展といった社会構造の変化により、「老々介護」や「ダブルケア」など、家族介護を取り巻く課題が多様化している中で、今後、一人の家族介護者（ケアラー）にかかる負担は一層大きくなることを見込まれています。

北海道では、ケアラー支援に関する道民の理解を深め、介護に関する悩みや不安を抱える方を、それぞれの事情に合った支援につなぐことができるよう、「北海道ケアラー支援条例」を制定し、令和4年4月に施行しています。

この条例に基づき、令和5年3月に策定された「北海道ケアラー支援推進計画」では、ケアラー支援に関する基本的な考え方や具体的な取組が示されるとともに、市町村においても、地域の実情に応じた相談支援体制を構築していくことが求められています。

また、札幌市においては、近年、ヤングケアラーが社会的課題となっていることを受け、令和5年1月に「ヤングケアラー支援ガイドライン」を策定し、子どもに関わる分野、高齢福祉・障がい福祉などケア対象者に関わる分野の関係機関が連携して、ヤングケアラーの発見や支援に取り組むこととしています。

ケアラーとその家族が置かれている状況は様々であり、家庭内の課題が複合化している場合もあります。支援にあたっては、家族全体が支援を必要としているとの理解のもとに、関係機関が連携して、事例ごとに各分野の支援策を組み合わせながら対応していくことが必要です。

札幌市では、北海道の条例・計画に基づき相談支援体制の整備を進めるとともに、こうした支援の在り方・姿勢も意識しながら、高齢福祉・障がい福祉など各分野における家族介護者（ケアラー）支援の充実、分野横断的な連携体制の構築に取り組んでいきます。

主な取組内容

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|--|-------------------------------|---|--------------------------|
| 1 (1) 1 (2) 4 (2) | 【再掲】 「学生メンタルヘルス支援部会」との連携 | 市内の大学で構成される「学生メンタルヘルス支援部会」と連携し、教職員が学生の心の問題等の理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなげるような取組を推進します。また、大学等の学生に対して、自殺予防教育が行われるよう、働きかけます。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 2 (1) 3 (2) | 札幌市自殺総合対策連絡会議 | 自殺対策に取り組む関係団体等によるネットワークとして「札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (2) 2 (1) 3 (4) | がん支援に携わる医療従事者向け自殺対策研修 【新規】 | がん支援に携わる医療従事者向けにゲートキーパー研修を実施する。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 保健所 |
| 2 (1) 3 (3) 4 (1) 4 (2) 5 (1) 6 (1) 7 (1) 8 (1) 9 (1) 10 (1) 12 (1) | 【再掲】 ゲートキーパー養成研修 | 市民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する研修を実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 2 (1) 3 (1) 3 (3) 4 (1) 4 (2) 5 (1) 6 (1) 7 (1) 8 (1) 9 (1) 10 (1) 12 (1) | 【再掲】 自殺予防等研修講師派遣 | 関係機関・団体等に対して、自殺予防やメンタルヘルスに関する研修講師を派遣し、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する普及啓発や人材養成を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 3 (3) 12 (1) | 医療機関向け研修会 | 医療関係者を対象に、自立支援医療（精神通院医療）等の診断書の書き方等の研修に併せて、自殺予防やメンタルヘルスに関する研修を実施し、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する普及啓発や人材養成を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 4 (1) | 【再掲】 指導資料「いじめ問題への対応」の活用 | 教職員がいじめの問題を理解し、いじめに対して適切な対応を図ることができるよう、生徒指導資料「いじめ問題への対応」を作成・配布します。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 4 (1) | 【再掲】 教職員等への研修 | 教職員やスクールカウンセラーを対象に、児童生徒理解や子どもの自殺のサインに対する気づきを高め、適切な対応を養うための研修を実施します。 | 教育委員会 学校教育部 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|--------|--------------------|--|-------------------|
| 4 (1) | 【再掲】 教育センター研修事業 | 教職員等を対象に、児童生徒のこころの健康に関する研修や性に関する指導等の現状と取組に関する研修を実施します。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 8 (1) | 生活保護関係職員研修 | 生活保護相談に訪れた市民や被保護者からの様々な相談に適切に対処できるよう、精神障がいの知識や面接・家庭訪問時の対応・指導援助に関する研修を実施します。 | 保健福祉局 総務部 |
| 11 (1) | 自死遺族支援研修会 | 自死遺族への適切な対応を図るため、専門職を対象に、自死遺族支援に関する研修会を実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 12 (1) | 札幌市教職員相談室 | 教職員相談室に産業カウンセラーや教職員経験者を配置し、面談のほか、電話、FAX、メールで教職員の相談に対応します。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 13 (1) | 地域包括支援センターにおける相談 | 地域の高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくことができるように、高齢者やその家族、医療・介護・住民組織など関係機関からの様々な相談支援を実施します。 | 保健福祉局 高齢保健福祉部 |
| 13 (1) | 介護予防センターにおける相談 | 高齢者の身近な相談窓口となるほか、閉じこもりや介護予防に必要な知識の普及を図ります。 | 保健福祉局 高齢保健福祉部 |
| 13 (1) | 障がい者相談支援事業 | 市内の障がい者相談支援事業所に委託し、福祉サービスの利用に関する支援、社会資源の活用に関する支援、障がいや病状の理解に関する支援、健康、医療に関する支援、不安の解消、情緒安定に関する支援等を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 13 (2) | 依存症患者の家族支援事業 | 依存症患者の家族に対して、認知行動療法を用いた心理教育プログラムを活用し、家族会や家族教室、相談支援等を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |

施策3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など、心の健康の保持・増進に加えて、過重労働やハラスメントの対策など職場環境の改善のための、職場、地域、学校における体制整備を進めます。

取組の方向性

1 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

- (1) 職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、国が策定した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図ります。
- (2) ストレスチェック制度(従業員50人以上の事業場に義務付け)に関する国の啓発等に協力します。
- (3) 国が行う「労働条件相談ほっとライン」、「過重労働解消相談ダイヤル」、働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」におけるメール・電話相談や産業保健センター等の周知を行い、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進します。
- (4) 雇用主や職場の衛生担当者・産業医に対して、自殺予防に関する知識の普及を図り、被雇用者の不調に気づき、適切な対応をとることができる環境づくりを推進します。
- (5) 被雇用者が自らの心の健康を守ることができるよう、メンタルヘルスに関する知識や相談窓口の普及啓発を行います。
- (6) 関係機関と連携し、若年労働者や求職者に対して、メンタルヘルスに関する取組や相談しやすい環境づくり等を進めます。
- (7) 各事業場において、新入社員研修の中に、自殺予防の視点を取り入れるよう働きかけます。
- (8) 雇用主が社内のメンタルヘルス問題について相談できるよう、相談窓口の周知を図ります。

2 地域における心の健康づくり推進体制の整備

- (1) 精神保健福祉センターや区役所等において、心の健康問題やその背景にある社会的問題等に関する相談対応機能を向上させるとともに、関連する相談機関等との連携を推進します。
- (2) 老人福祉センター等の公的な居場所づくりのほか、シニアサロン事業等の民間団体による居場所づくりを支援し、高齢者の健康維持を図ります。
- (3) 地域住民の居場所づくりに関して、自殺予防に寄与する取組について紹介し、地域における心の健康づくりを促進します。

3 学校における心の健康づくり推進体制の整備

- (1) 教育機関と連携し、児童生徒や学生にとって、保健室やカウンセリングルーム、大学保健管理センター等がより活用しやすい場となるよう周知を行い、養護教諭や医師、看護師等による健康相談を推進します。
- (2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の適正な配置を更に推進するなど、学校における相談体制の充実を図ります。
- (3) 養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含む教職員に対して、児童生徒への対応力向上に関する研修を行います。
- (4) 大学保健管理センター等と連携して、教職員が学生の心の問題や成長支援に関する課題・ニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなぐ取組を推進します。

4 被災者の心のケアの推進

- (1) 災害は自殺の危険因子であるため、関係機関と連携して、災害時の心のケアの在り方や相談・支援体制について検討を進めます。

主な取組内容

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|-------------------------|------------------------------|---|-----------------------|
| 1 (2) | 【再掲】 冊子やリーフレット等による普及啓発 | 自殺予防や精神疾患について、わかりやすくまとめた冊子やリーフレット等を配布し、自殺に関する正しい知識やゲートキーパーの役割（きづく、きく、つなぐ、みまもる）等の普及啓発を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (1) 1 (2) 1 (3) | 【再掲】 ホームページや SNS 等による普及啓発 | ホームページや SNS 等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (4) | 一般企業等が行うメンタルヘルス対策への支援 | 一般企業が行う経営者や労務担当者を対象とした、自殺やメンタルヘルスに関する研修において、自殺予防に関する知識の普及啓発を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (4) | 札幌企業 SDGs 推進事業 【新規】 | SDGs に取り組む企業を認定する仕組みを創設し、併せて、インセンティブを設けることで、市内企業の SDGs 達成に向けた取組を推進します。 | 経済観光局 産業振興部 |
| 1 (5) | 【再掲】 札幌市教職員相談室 | 教職員相談室に産業カウンセラーや教職員経験者を配置し、面談のほか、電話、FAX、メールで教職員の相談に対応します。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 1 (5) | 女性の多様な働き方支援窓口運営事業 【新規】 | 不安や悩みがあり就職活動に踏み切れない子育て中の女性や働き続けることを希望する女性に対し、女性向け就労支援窓口「ここシェルジュ SAPPORO」においてキャリアカウンセラーによる支援を行います。 | 経済観光局 経営支援・雇用労働担当部 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|-------------------------|-----------------------------|--|------------------------------|
| 1 (6) 1 (7) 1 (8) | 【再掲】 札幌市自殺総合対策連絡会議 | 自殺対策に取り組む関係団体等によるネットワークとして「札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 2 (1) | 保健福祉の総合相談 | 保健福祉に関する様々な悩み・不安・困りごとを抱える市民の相談に親身に耳を傾け、問題を整理したうえで、解決に向けた制度や手続、専門窓口などを紹介します。また、必要に応じて手続を補助・支援するなど、相談者が安心・確実に適切なサービスへとつながるよう、きめ細かな対応を行います。 | 保健福祉局 総務部 |
| 2 (1) | 【再掲】 障がい者相談支援事業 | 市内の障がい者相談支援事業所に委託し、福祉サービスの利用に関する支援、社会資源の活用に関する支援、障がいや病状の理解に関する支援、健康、医療に関する支援、不安の解消、情緒安定に関する支援等を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 2 (1) | 心の健康相談事業 | 各区保健福祉部において、精神科医による精神保健福祉に関する相談を定期的を実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 各区保健福祉部 |
| 2 (1) | こころの健康に関する相談 | 心に悩みを抱える市民や精神に障がいのある市民、その家族や関係者等に対して、精神保健福祉に係る相談を行い、健やかな生活を送るための適切な助言や関係機関の紹介等の援助を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 各区保健福祉部 |
| 2 (1) | 一般健康相談 | 健康に関する相談を行い、必要に応じて、関係機関と連携した支援を行います。 | 保健福祉局 保健所 |
| 2 (2) | 老人福祉センターにおける相談等 | 高齢者の生活や健康等の相談を行い、健康増進や教養の向上、レクリエーションの場を提供します。 | 保健福祉局 高齢保健福祉部 |
| 2 (3) | 地域の居場所づくりに関する取組の発信 | 各部局が実施または把握している、地域における居場所づくりに関する取組について、SNS等を活用した情報発信を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 3 (2) | 学校における教育相談 | 各学校において、教職員が子どもからの相談に日常的に対応するとともに、学校生活に係る困りや悩み等に関するアンケート結果などに基づき個別に面談を行います。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 3 (1) 3 (4) | 【再掲】 「学生メンタルヘルス支援部会」との連携 | 市内の大学で構成される「学生メンタルヘルス支援部会」と連携し、教職員が学生の心の問題等の理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなげるような取組を推進します。また、大学等の学生に対して、自殺予防教育が行われるよう、働きかけます。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|--------|---------------------|--|-------------------|
| 3 (2) | スクールカウンセラー活用事業 | 全ての市立学校にスクールカウンセラー（SC）を配置し、子ども及び保護者からの相談に対応するとともに、SCの専門性を生かした助言により教職員の対応力を高めるなど教育相談体制の充実を図ります。また、SCスーパーバイザーも含めて、子どもの心の危機における学校への緊急的な支援を行います。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 3 (2) | スクールソーシャルワーカー活用事業 | 社会福祉等の専門的な知識に加え、教育分野に関する知識や経験を有するスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用し、子どもが置かれた様々な環境に働きかけ、関係機関等とのネットワークを構築するなどの多様な支援方法を用いて問題の解決に当たります。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 3 (3) | 【再掲】 ゲートキーパー養成研修 | 市民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する研修を実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 3 (3) | 【再掲】 自殺予防等研修講師派遣 | 関係機関・団体等に対して、自殺予防やメンタルヘルスに関する研修講師を派遣し、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する普及啓発や人材養成を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 3 (3) | 【再掲】 教職員等への研修 | 教職員やスクールカウンセラーを対象に、児童生徒理解や子どもの自殺のサインに対する気づきを高め、適切な対応を養うための研修を実施します。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 3 (3) | 【再掲】 教育センター研修事業 | 教職員等を対象に、児童生徒のこころの健康に関する研修や性に関する指導等の現状と取組に関する研修を実施します。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 3 (3) | 学校支援事業 | 学校における子どもの問題行動等の指導や、それに係る保護者、関係機関との連携について、教育委員会の担当職員（指導主事、セラピスト、生徒指導相談員、スクールセーフティアドバイザー）やスクールロイヤーが学校の支援を行います。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 4 (1) | 被災者の心のケアの推進 | 災害は自殺の危険因子であるため、関係機関と連携して、災害時の心のケアの在り方や相談・支援体制について検討を進めます。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |

施策4 勤務問題による自殺対策を更に推進する

ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族、周囲の人々にとって計り知れない苦痛をもたらすことを踏まえ、労働者の心の健康保持及び生命・身体の安全確保を図るため、長時間労働の是正やハラスメントの防止対策等、国が推し進める取組に協力します。

取組の方向性

1 長時間労働の是正

- (1) 過労死や過労自殺に対する理解や過労死防止の重要性に関する国の啓発活動に協力します。
- (2) 長時間労働や過労死問題に関する相談窓口の情報提供・周知を図ります。
- (3) 過労死や過労自殺がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、国が策定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、啓発や国の相談窓口との連携、民間団体が取り組むシンポジウムに対する支援等に努めます。

2 ハラスメント防止対策

- (1) 国のポータルサイト「あかるい職場応援団」等の周知を行い、職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントの予防及び事後対応を推進します。

3 労働関係機関と連携した勤務問題による自殺対策の推進

- (1) 労働関係機関など様々な関係機関と連携しながら、労働者の職場におけるメンタルヘルスや、身体の安全確保などに関する取組の普及啓発等を行う。

主な取組内容

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|----------------------------------|-------------------------------|---|-----------------------|
| 1 (1) 1 (2) 1 (3) | 【再掲】 冊子やリーフレット等による普及啓発 | 自殺予防や精神疾患について、わかりやすくまとめた冊子やリーフレット等を配布し、自殺に関する正しい知識やゲートキーパーの役割（きづく、きく、つなぐ、みまもる）等の普及啓発を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (1) 1 (2) 1 (3) 2 (1) | 【再掲】 ホームページやSNS等による普及啓発 | ホームページやSNS等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 2 (1) | 【再掲】 女性の多様な働き方支援窓口運営事業【新規】 | 不安や悩みがあり就職活動に踏み切れない子育て中の女性や働き続けることを希望する女性に対し、女性向け就労支援窓口「ここシェルジュ SAPPORO」においてキャリアカウンセラーによる支援を行います。 | 経済観光局 経営支援・雇用労働担当部 |
| 3 (1) | 【再掲】 札幌市自殺総合対策連絡会議 | 自殺対策に取り組む関係団体等によるネットワークとして「札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |

基本方針 I における成果指標

| 指標 | 現在値 | 目標値 | 指標設定の考え方 |
|--|-------------------------------------|---|--|
| ゲートキーパーについて聞いたことがある市民の割合 (市民意識調査) | 15.0% (2021 年度) | 20% (2027 年度) | 悩みを抱えた人を支える環境づくりの成果を示す指標 |
| ゲートキーパーに関する研修受講者数 | 15,992 名 (2009 年度～ 2022 年度累計) | 22,000 名 (2027 年度 までの累計) | 悩みを抱えた人を支える環境づくりの成果を示す指標 |
| 悩みを相談する相手がいない人の割合 (健康づくりに関する市民意識調査) | 7.4% (2022 年度) | 目標値は 2024 年度 策定予定の次期札幌 市健康づくり基本計 画において設定 | 悩みを抱えた人を支える環境づくりの成果を示す指標 《出典》札幌市健康づくり基本計画 |
| 生活や健康福祉に関して困っていることや相談したいことの相談先がない高齢者の割合 (事業の効果に関する市民意識調査) | 12.6% (2022 年度) | 10.0% (2025 年度) | 高齢者に対する地域における相談体制の充実を示す指標 |
| 札幌こころのセンター心の健康づくり電話相談の認知度 (市民意識調査) | 45.5% (2021 年度) | 50% (2027 年度) | 悩みを抱えた人を支える環境づくりの成果を示す指標 |

※ここに掲げる成果指標以外にも、各事業の実施結果そのものを事業成果と捉えることが可能な事業もあることから、各事業の実施結果についても、定期的に連絡会議等において、実施状況等の確認を行うこととします。

施策5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

世界保健機関（WHO）の調査及び先行研究によると、自殺した人の85%以上が精神疾患に罹患していたと推定されることから、うつ病やアルコール・薬物・ギャンブル等依存症など、自殺の危険性の高い人の早期発見・早期対応に努め、必要に応じて精神科医療につなぐ取組に併せて、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるよう精神科医療体制の充実を図ります。

また、必ずしも精神科医療につなぐだけでは対応が完結しない事例も少なくないと考えられ、精神科医療につながった後も、その人が抱える悩み、すなわち自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題等の様々な問題に対して包括的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるように支援の充実を図ります。

取組の方向性

1 精神科医療・保健・福祉等の各機関の連動性の向上

- (1) 地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築を促進します。特に、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるよう、精神科医療・保健・福祉の連動性を高めます。
- (2) 内科等の精神科以外で身体的な治療を受ける方が必要に応じて精神科医療を受診できるよう、一般医療と精神科医療との連携強化を働きかけます。
- (3) 自殺のハイリスク者のケアを含む精神科救急医療体制に、診療所も協力・関与できるようなシステムづくりを検討します。
- (4) 保健・医療・福祉等の専門職が自殺のハイリスク者に対し適切に対応できるよう、研修機会の拡充と参加の促進を図ります。
- (5) 誰もが安心して精神科医療を受けられるよう、「精神科」に関する偏見を除去するための啓発を推進します。

2 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実

- (1) 精神科医療に関わるあらゆる職種が自殺予防の正しい知識や適切な対応技術を習得できるよう、薬物や刃物等による自傷行為を繰り返すといった困難事例に関する検討会等の学習機会を提供します。
- (2) 精神科医療関係者が、うつ病やアルコール・薬物・ギャンブル等依存症、統合失調症、認知症、発達障害、パーソナリティ障害等に係る自殺予防に資する専門的ケア技術を習得できるよう、研修会等を開催します。

3 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

- (1) さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業を活用し、子どもの心の問題に対応できる医療機関等へつなげます。また、さっぽろ子どものこころの連携チームによる研修会の開催や医学的支援等を行い、子どもの心の診療体制の整備を推進するとともに、一般精神科医療関係者と児童精神科医療関係者の連携体制を構築します。

4 うつ等のスクリーニングの実施

- (1) 各区保健センターによる各種健診・訪問事業等において、メンタルヘルスに関するスクリーニングの実施をします。
- (2) 各種健診や訪問事業等に従事する職員に対して、うつ等のスクリーニングに関する研修を行います。

5 うつ病以外の精神疾患患者に対する支援

- (1) うつ病以外の自殺の危険因子である統合失調症、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症等について、アルコール健康障害対策基本法等の関連法令に基づく取組や借金・家族問題等との関連性も踏まえて調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制整備、地域の医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワーク構築、自助活動に対して支援等を行います。
- (2) 思春期・青年期において精神的問題を抱える者や自傷行為を繰り返す者、過去のいじめ・被虐待経験等により深刻な生きづらさを抱える者については、地域の救急医療機関や精神保健福祉センター、教育機関等を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築により、適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援するなど、要支援者の早期発見・早期介入のための取組を推進します。
- (3) 依存症に関する啓発のための市民向けリーフレット及び専門医療機関や相談機関、通所施設等の社会資源情報をまとめたパンフレット等を作成し、相談窓口等で配布します。
- (4) 保健・医療・福祉専門職を対象に、依存症に関する研修を実施し、正しい知識等の普及を図ります。
- (5) 未成年者を含む市民に対して、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及のため、民間団体が行うフォーラムの開催等の活動を支援します。

主な取組内容

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|----------------------------------|-----------------------|---|-------------------|
| 1 (1) 1 (2) 1 (3) 5 (2) | 【再掲】 札幌市自殺総合対策連絡会議 | 自殺対策に取り組む関係団体等によるネットワークとして「札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|-------------------------|----------------------------|---|-------------------|
| 1 (3) | 精神科救急医療体制整備事業 | 本事業の実施主体である北海道と連携し、夜間・休日における精神科当番病院空床数（2床）を確保します。また、精神科等通院患者が自身の診療情報等を記載して携帯することのできる「こころの安心カード」を普及させることで、救急搬送時間の短縮や当番病院の負担軽減を図り、安定的な体制を確保します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (4) | 難病患者等ホームヘルパー養成研修 | 障害福祉サービス居宅介護事業所に在籍するサービス提供者に対して、難病の基礎知識、リハビリ、行政施策等に関する講義や難病患者・家族の理解に関する研修会を実施します。 | 保健福祉局 保健所 |
| 1 (4) 2 (1) 4 (2) | 【再掲】 ゲートキーパー養成研修 | 市民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する研修を実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (4) 2 (1) 4 (2) | 【再掲】 自殺予防等研修講師派遣 | 関係機関・団体等に対して、自殺予防やメンタルヘルスに関する研修講師を派遣し、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する普及啓発や人材養成を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (4) 2 (1) 2 (2) | 【再掲】 医療機関向け研修会 | 医療関係者を対象に、自立支援医療（精神通院医療）等の診断書の書き方等の研修に併せて、自殺予防やメンタルヘルスに関する研修を実施し、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する普及啓発や人材養成を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (5) | 【再掲】 ホームページやSNS等による普及啓発 | ホームページやSNS等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (5) | 【再掲】 冊子やリーフレット等による普及啓発 | 自殺予防や精神疾患について、わかりやすくまとめた冊子やリーフレット等を配布し、自殺に関する正しい知識やゲートキーパーの役割（きづく、きく、つなぐ、みまもる）等の普及啓発を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 2 (1) | 自殺予防対策チーム会議 | 市立札幌病院において、自殺企図を契機として入院、通院している患者について、介入のあり方や支援の方向性を検討するため、院内で組織している自殺予防対策チームが週1回のカンファレンスを開催します。 | 病院局 経営管理部 |
| 2 (2) 5 (1) 5 (4) | 依存症支援者研修事業 | 依存症支援に携わる医療関係者等を対象に、依存症に起因する精神症状の対応等に関する研修を実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|----------------|----------------------------|---|-------------------|
| 3 (1) | 子どもの心の診療ネットワーク事業 | さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業を活用し、子どもの心の問題に対応できる医療機関等へつなげます。また、さっぽろ子どものこころの連携チーム事業による研修会の開催や医学的支援等を行うことで、子どもの心の診療体制の整備を推進するとともに、一般の精神科医療関係者と児童の精神科医療関係者の連携体制を構築します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 4 (1) | 専門職による訪問指導の実施 | 疾患や障がい等のため療養している40歳以上の方を対象に、保健師等の専門職が家庭を訪問し、生活習慣病予防・介護予防、メンタルヘルス等に関する保健指導や様々な相談を実施します。 | 保健福祉局 保健所 |
| 5 (1) | 自立支援医療 (精神通院医療) | 障害者総合支援法に基づく自立支援医療費(精神通院医療)の給付を行い、継続的な治療につなげます。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 5 (1) | 精神障害者保健福祉手帳 | 精神保健福祉法に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を行い、継続的な支援につなげます。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 5 (1) | 依存症専門相談支援事業 【新規】 | 依存症の当事者に対して、認知行動療法の手法を用いた心理教育プログラムを行ないます。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 5 (1) 5 (3) | 依存症に関する普及啓発 | 依存症に関する啓発のための市民向けリーフレット及び専門医療機関や相談機関、通所施設等の社会資源情報をまとめたパンフレット等を作成し、相談窓口等で配布します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 5 (1) 5 (5) | 依存症問題に関わる民間団体との連携 | 未成年者を含む市民に対するアルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及のため、民間団体が行うフォーラムの開催等の活動を支援します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 5 (2) | 【再掲】 学校支援事業 | 学校における子どもの問題行動等の指導や、それに係る保護者、関係機関との連携について、教育委員会の担当職員(指導主事、セラピスト、生徒指導相談員、スクールセーフティアドバイザー)やスクールロイヤーが学校の支援を行います。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 5 (2) | 札幌市子どもの命を守る連携協力会議 | 本市における専門機関相互の連携を深めるとともに、有識者等から広く意見を得て、子どもの自殺防止対策に役立てます。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 5 (2) | (仮称)若者の自殺危機対応チーム事業 【新規】 | 自殺未遂歴があるなど、自殺のリスクが高い若者に対して、地域の支援機関等を通じた支援要請に応じ、専門的知識を有するメンバー(精神科医、公認心理師、弁護士など)により構成された「(仮称)さっぽろ子どもの自殺危機対応チーム」による支援(支援方針に基づく指導・助言・現地調査など)を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 5 (4) | 地域保健関係職員研修 | 職員の資質の向上および人材の育成を図ることを目的として、毎年研修会を実施します。 | 保健福祉局 保健所 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|--------|--------------|---|--------------|
| 5 (5) | 薬物乱用防止対策推進事業 | 北海道等が主催する「6.26 ヤング街頭キャンペーン」や北海道薬剤師会が主催する「薬物乱用防止キャンペーン in 北海道」等の啓発事業へ参加し、覚せい剤や大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用の危険性や薬の正しい知識と使い方等に関する普及啓発を行います。 | 保健福祉局 保健所 |

施策6 社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で実施する必要があります。

そのため、様々な分野において、「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生きることの促進要因」を増やす取組を推進します。

なお、本施策の取組については、令和5年5月31日に定められた「孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）」と密接な関連があることから、同法により実施を求められている「孤独・孤立対策」としても位置付け、着実に推進していくものとします。

取組の方向性

1 相談体制の充実と支援策や相談窓口情報等の分かりやすい発信

- (1) 自殺対策関連の相談窓口等を掲載したパンフレット等を、啓発の対象となる人たちのニーズに配慮して作成し、配布します。また、市民にとって相談しやすい窓口となるよう体制の整備を促進します。
- (2) 悩みを抱える人が相談でき、適切な支援を迅速に受けられるためのよりどころとして設定されている全国共通ダイヤル（こころの健康相談統一ダイヤル）について、自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、広く周知を進めます。また、24時間365日の電話相談として、自殺予防にとって大きな役割を果たしている「いのちの電話」の周知も併せて進めます。
- (3) 必要な支援情報が簡単に得られるなどの長所を有するインターネットやSNSを活用し、社会とのつながりが希薄で所属を持たない若者等を適切な支援につなげるための情報発信を行います。
- (4) 弁護士会や司法書士会等と連携して、法的問題や多重債務の問題、悩みごとに関する相談窓口を設置し、相談に応じます。

2 失業者等に対する相談窓口の充実

- (1) 失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施します。また、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応し、他施策との緊密な連携を通して失業者への包括的な支援を推進します。

3 経営者に対する相談事業の実施

- (1) 経営課題の解決が困難な中小企業に対し、中小企業支援センター等の関係機関と連携して、経営課題の解決や必要な支援を推進します。

4 危険な場所等における対策

- (1) 自殺・事故が起こる可能性のある場所における安全確保のため、高層の市営住宅等の公的施設において転落防止柵等の整備・保全を進めます。

5 インターネット上の自殺関連情報対策の推進

- (1) インターネット上の自殺関連情報について、国が行うサイト管理者等への削除依頼に関する活動に協力します。
- (2) 第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの情報等への対応として、青少年へのフィルタリングの普及等の対策を推進します。
- (3) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年へのフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行います。

6 ひきこもり等に対する支援の充実

- (1) ひきこもり地域支援センターにおいて、本人・家族に対する早期からの相談支援等を行うとともに、市民に対して必要な情報提供を行うなど、ひきこもり対策を推進します。
- (2) ひきこもり地域支援センターのほか、本人や家族に対して、精神保健福祉センターや区役所、児童相談所等においても相談支援を行います。
- (3) ひきこもりや8050問題をはじめ、孤独・孤立の問題を抱える世帯への支援体制強化のため、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、ひきこもり地域支援センター、生活就労支援センター（ステップ）等の相談支援機関同士の連携の取組を進め、事例検討や合同出張相談会等を実施していきます。

7 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者に対する支援の充実

- (1) 児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与え、自殺のリスク要因ともなり得ます。児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の強化を図るため、児童相談所や各区保健センターの相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図ります。
- (2) 児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時など、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」について、毎年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を中心に、積極的な広報・啓発を実施します。
- (3) 保護者のない又は保護者に監護させることが適当でない児童が施設等で育った場合、当該施設等から退所すると同時に、精神的にも経済的にも多くの場面で自立した生活が強いられるため、生活状況等に応じたきめ細やかな支援を図ります。
- (4) 性暴力被害者支援センター北海道SACRACH（さくらこ）等における相談及び早期かつ適切な支援により、性犯罪・性暴力被害者の精神的な負担の軽減を図ります。

8 生活困窮者に対する支援の充実

- (1) 複合的な課題を抱える生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくない実情を踏まえ、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等において包括的な支援を行うとともに、自殺対策に係る関係機関等とも緊密に連携し、効果的かつ効率的な支援を行います。

9 高齢者や認知症者に対する支援の充実

- (1) 高齢者に対する各種健診や訪問事業、かかりつけの医師等によって、認知症やうつ病等の早期発見に努めます。
- (2) 介護専門職に対して、うつ等のスクリーニングやうつ等の懸念がある人に対する相談支援に関する研修を行います。

10 ひとり親家庭に対する相談窓口の充実

- (1) 子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えている人が多いひとり親家庭を支援するため、ひとり親家庭支援センターを中心として、子育て・生活や就業などに関する相談に応じるとともに、必要に応じて他の支援機関につなげるにより、包括的な支援を推進します。

11 がん患者や慢性疾患患者、難病患者等に対する支援の充実

- (1) がん患者や慢性疾患患者、難病患者等の自殺を防ぐため、医療関係者による心理的ケアにつなげる体制整備を推進します。

12 性的マイノリティ（LGBT）に対する支援の充実

- (1) 性的マイノリティ（LGBT）当事者が抱える生きづらさの軽減のために、気軽に相談できる電話相談事業「LGBTほっとライン」を実施します。また、性的マイノリティに対する周囲の無理解や偏見等を解消するためには、幼少期からの教育が必要であることから、多様な性の在り方への教職員の理解を促進するとともに、広報啓発を通じた市民や企業の理解促進を図ります。

13 報道機関に対する世界保健機関（WHO）の手引き等の周知

- (1) 報道機関に適切な自殺報道を呼びかけるため、世界保健機関（WHO）の自殺予防の手引きのうち「マスメディアのための手引き」や国内の報道機関が自主的に策定した自殺報道に関するガイドライン等を報道各社に周知し、それらの活用を呼びかけます。

【札幌市における孤独・孤立対策について】

国において、人口減少や少子高齢化といった社会環境の変化や、地域社会における人と人とのつながりの希薄化、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、孤独・孤立の問題が顕在化してきたことを踏まえ、令和3年12月に「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました。

また、令和5年5月31日には「孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）」が成立し、孤独・孤立状態にある方への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項等が定められ、地方公共団体においても、地域の状況に応じた施策を実施することが求められることとなりました。

こうした国の動向を踏まえ、札幌市でも、国が示す孤独・孤立対策の基本的考え方に基づき取組を進めていく必要があります。

地域福祉、高齢者支援、障がい者支援、自殺対策、ひきこもり支援等の各分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、各分野の取組を着実に進めるとともに、地域で孤立している方や支援を必要としている方への分野横断的な支援にも取り組んでいきます。

主な取組内容

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|----------------|--------------------|--|-------------------|
| 1 (1) | 女性のための総合相談 | 家庭や人間関係等、女性が抱える悩みに関する相談を実施します。 | 市民文化局 男女共同参画室 |
| 1 (1) | 【再掲】 保健福祉の総合相談 | 保健福祉に関する様々な悩み・不安・困りごとを抱える市民の相談に親身に耳を傾け、問題を整理したうえで、解決に向けた制度や手続、専門窓口などを紹介します。また、必要に応じて手続を補助・支援するなど、相談者が安心・確実に適切なサービスへとつながるよう、きめ細かな対応を行います。 | 保健福祉局 総務部 |
| 1 (1) | 【再掲】 障がい者相談支援事業 | 市内の障がい者相談支援事業所に委託し、福祉サービスの利用に関する支援、社会資源の活用に関する支援、障がいや病状の理解に関する支援、健康、医療に関する支援、不安の解消、情緒安定に関する支援等を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (1) 1 (2) | トイレステッカーによる相談窓口の周知 | 公共施設や市内の企業等のトイレの個室に、北海道いのちの電話や札幌こころのセンター（心の健康づくり電話相談）を紹介するステッカーを張り、悩みを抱える人が相談できるよう、相談機関の周知を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|----------------------------------|-------------------------------|---|-----------------------|
| 1 (1) 1 (2) | 【再掲】 啓発物品等の貸出による普及啓発 | 心身の健康や自殺予防など多様な視点から精神保健福祉の普及啓発事業を実施する札幌市内の機関・団体に対して、普及啓発物品の貸出を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (1) 1 (2) 1 (3) | 【再掲】 若年層向け自殺対策普及啓発事業 | 若年層に対して、効果的な啓発となるよう啓発方法やデザイン等を工夫し、自殺の現状や自殺の危険を示すサイン、ゲートキーパーの役割（きづく、きく、つなぐ、みまもる）、相談窓口等、自殺予防に関する知識の普及啓発を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (1) 1 (2) 1 (3) 5 (1) | 【再掲】 ホームページやSNS等による普及啓発 | ホームページやSNS等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (1) 12 (1) | 【再掲】 性的マイノリティの理解促進 【新規】 | 性的マイノリティの理解促進を図るために、ホームページやリーフレットなどを活用して広報啓発を行います。 | 市民文化局 男女共同参画室 |
| 1 (4) | 市政外特別相談 | 法律相談、家庭生活相談など、専門の相談員による8種類の市政外相談窓口を開設します。 | 総務局 広報部 |
| 1 (4) | 消費生活相談 | 消費者センターの消費生活相談窓口において消費生活相談を受け付け、助言やあっせんを行います。 | 市民文化局 市民生活部 |
| 1 (4) | 女性のための法律相談 | 離婚やハラスメント、性別に関する不当な扱い等に関して、女性弁護士による相談を実施します。 | 市民文化局 男女共同参画室 |
| 1 (4) | 【再掲】 暮らしとこころの総合相談会 | 自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせて、札幌弁護士会や精神保健福祉センター等の関係機関が連携して、それぞれの問題に合わせて同時に対応する相談会を開催します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 2 (1) | 職業相談窓口の充実 | 求職者にとって身近な区役所等にあいワークを設置し、職業相談・紹介を実施するほか、就労に関する様々な相談対応も行います。 | 経済観光局 経営支援・雇用労働担当部 |
| 2 (1) 8 (1) | 札幌市生活就労支援センター「ステップ」 | 様々な理由により、仕事や生活に困りごとを抱えている方のための相談窓口として、経済的な自立へ向けた就労支援を中心に、一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。 | 保健福祉局 総務部 |
| 3 (1) | 中小企業支援センターの運営 | 経営や創業、融資などに関する相談や経営診断などを行います。 | 経済観光局 経営支援・雇用労働担当部 |
| 4 (1) | 高層市営住宅転落対策事業 | 10階建て以上の市営住宅最上階共用廊下窓に面格子を設置し、転落を防止します。 | 都市局 市街地整備部 |
| 5 (1) 5 (2) 5 (3) | 札幌市立学校 ネットパトロール | インターネット上で人命にかかわるような、危険度が高い投稿が発見された場合に、専門業者から教育委員会と警察等の関係機関に緊急連絡を行います。 | 教育委員会 学校教育部 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|-------------------------|----------------------|--|------------------------------|
| 5 (3) | 携帯電話販売等事業者に対する立入調査 | 携帯電話販売等事業者に対して、契約の相手方又は端末の利用者が青少年である場合に、フィルタリングサービスの説明と書面の交付状況等について調査を行います（北海道知事から、北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査を行う者として本市職員が指名され実施しています）。 | 子ども未来局 子ども育成部 |
| 6 (1) 6 (2) 6 (3) | ひきこもりに関する実態調査 | ひきこもりの状態にある本人やその家族等へのより効果的な支援の検討にあたり、最新の実態及び当事者のニーズや困難等を把握するため、ひきこもりに関する実態調査を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 6 (1) 6 (2) 6 (3) | ひきこもり対策推進事業 | ひきこもりの状態にある本人やその家族等からの電話・来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて訪問型の支援にも対応します。また、相談内容に応じて医療・保健・福祉・教育・就労等の適切な関係機関へつなぐことで、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 6 (1) 6 (2) 6 (3) | 若者支援施設における自立支援事業 | ひきこもりやニートなどの社会生活を円滑に営むうえで困難を有する若者に対する総合相談窓口を設置し、キャリアカウンセラーや社会福祉士などの相談員が相談・カウンセリングに応じます。また、支援プログラム等相談者一人ひとりの能力や目標に応じたサポートを行い、自立に向けた支援を行います。 | 子ども未来局 子ども育成部 |
| 6 (2) | 【再掲】 こころの健康に関する相談 | 心に悩みを抱える市民や精神に障がいのある市民、その家族や関係者等に対して、精神保健福祉に係る相談を行い、健やかな生活を送るための適切な助言や関係機関の紹介等の援助を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 各区保健福祉部 |
| 6 (2) | 児童相談所における相談事業 | 18歳未満の児童に関する様々な問題について、家庭や学校、地域住民からの連絡、保健福祉部や警察、家庭裁判所からの通告・送致を受け、相談援助活動を行います。 | 子ども未来局 児童相談所 |
| 7 (1) | 家庭児童相談室による相談事業 | 子どもの福祉に関する一次的な相談窓口として、各区役所に「家庭児童相談室」を設置し、児童家庭相談全般に関する相談を受け、継続的に関係機関と連携をとりながら支援活動を行い、必要に応じて家庭訪問、学校訪問等を実施します。また、緊急・重篤なケースや区で対応が困難なケース等については、児童相談所と速やかに協議・連携しながら支援を実施します。 | 子ども未来局 児童相談所 各区保健福祉部 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|--------|----------------------------|---|-----------------------------|
| 7 (1) | 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営 | 子どもに関する相談に幅広く応じ、助言や支援を行うほか、権利侵害からの救済の申立て等に基づき、公的第三者の立場で、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。 | 子ども未来局 子どもの権利救済事務局 |
| 7 (2) | 児童虐待防止対策支援事業 | 虐待が疑われる児童を早期に発見し、より迅速で適切な対応をするため、オレンジリボン地域協力員登録のための研修会をはじめ、一般市民や企業、関係機関などに対し、児童虐待防止の普及・啓発を行います。 | 子ども未来局 児童相談所 |
| 7 (3) | 社会的養護自立支援事業 | 児童養護施設等への入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、原則、22歳の年度末日まで、支援コーディネーターによる継続支援計画を策定のうえ、居住費、生活費等の支給や生活相談・就労相談支援を実施します。 | 子ども未来局 児童相談所 |
| 7 (4) | 性暴力被害相談 | 性暴力やそれによる被害に関する相談、急性期の対応、付添支援、協力機関の紹介を実施します。 | 市民文化局 男女共同参画室 |
| 7 (4) | 配偶者暴力相談 | 配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力被害者からの相談を実施し、相談内容に応じた適切な情報提供や助言を行います。 | 市民文化局 男女共同参画室 |
| 7 (4) | 婦人相談 | 各区保健センターの母子・婦人相談員が、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子や配偶者から暴力を受けた者等に対し、その相談に応じ、必要な指導等を行います。 | 子ども未来局 子育て支援部 各区保健福祉部 |
| 8 (1) | 生活保護相談 | 生活保護等に関する相談を実施します。 | 保健福祉局 総務部 各区保健福祉部 |
| 8 (1) | 札幌市ホームレス相談支援センター「JOIN」 | 住居を持たない生活困窮者に対し、一時的な宿泊場所の供与や食事等の提供と併せて、事業の利用期間において、自立に向けた生活基盤の確保等の支援を行います。 | 保健福祉局 総務部 |
| 9 (1) | 民生委員・児童委員による巡回相談 | 一人暮らしの高齢者を中心に家庭訪問し、日ごろの悩み等について相談を実施します。 | 保健福祉局 高齢保健福祉部 |
| 9 (1) | かかりつけ医認知症対応力向上研修 | 地域のかかりつけ医が認知症を早期に発見し、専門医を紹介したり、認知症の方やその家族の相談に対応できるよう、診断技術や相談支援に関する研修を実施します。 | 保健福祉局 高齢保健福祉部 |
| 9 (2) | 【再掲】 ゲートキーパー養成研修 | 市民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する研修を実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|--------|---------------------------------------|---|-----------------------------|
| 9 (2) | 【再掲】 自殺予防等研修講師派遣 | 関係機関・団体等に対して、自殺予防やメンタルヘルスに関する研修講師を派遣し、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する普及啓発や人材養成を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 10 (1) | ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 | ひとり親家庭の子どもが学習習慣を身に付け、基礎的な学力の向上を図るとともに、将来を見据えて進路を考えるきっかけとすることを目的に、大学生等による学習支援を行います。また、ひとり親家庭の不安感を解消するため、進学や進路等の相談にも応じます。 | 子ども未来局 子育て支援部 |
| 10 (1) | ひとり親家庭からの相談対応 | ひとり親家庭支援センターにおいて、ひとり親家庭等が抱える課題について、夜間・休日を含め、幅広く相談に応じます。また、各区保健センターでは、母子・婦人相談員が各種相談に応じるとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等を行います。 | 子ども未来局 子育て支援部 各区保健福祉部 |
| 11 (1) | 【再掲】 がん支援に携わる医療従事者向け自殺対策研修 【新規】 | がん支援に携わる医療従事者向けにゲートキーパー研修を実施する。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 保健所 |
| 11 (1) | 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 【新規】 | 幼少期から慢性的な疾病に罹患していることにより自立に困難を伴う児童等に対し、相談体制の強化を図るとともに、ニーズに応じた各種事業を実施します。 | 保健福祉局 保健所 |
| 11 (1) | 難病患者等地域支援対策推進事業 | 面接相談事業、訪問相談事業、在宅療養支援計画策定・評価事業、医療相談事業を通して、難病患者等及びその家族が在宅療養生活を行なえるよう、相談・助言等の支援やサービスに関する情報提供、関係機関との調整、地域における支援ネットワークの構築等を行います。 | 保健福祉局 保健所 |
| 11 (1) | 難病患者等地域啓発事業 | 呼吸リハビリ教室や難病ガイドブックの作成・配布、市民・保健医療福祉関係職員に対する普及啓発を通して、難病患者等の療養生活を支援する環境づくりを推進します。 | 保健福祉局 保健所 |
| 11 (1) | がん患者のウィッグ及び乳房補正具購入費用助成事業 【新規】 | がん患者の治療と社会参加等の両立を促し、療養生活の質の向上を図るため、がん治療の副作用による外見の変化を補完する、ウィッグや乳房補正具の購入費用を助成します。 | 保健福祉局 保健所 |
| 12 (1) | 電話相談「LGBTほっとライン」 | 性的マイノリティの方が抱える困難の解消につなげるため、誰もが気軽に相談できる電話相談窓口を開設し、正しい知識の普及啓発を図ります。 | 市民文化局 男女共同参画室 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|--------|---------------------------|---|-------------------|
| 13 (1) | 【再掲】 教育センター研修事業 | 教職員等を対象に、児童生徒のこころの健康に関する研修や性に関する指導等の現状と取組に関する研修を実施します。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 13 (1) | 世界保健機関の「マスメディアのための手引き」の周知 | 世界保健機関の「自殺予防の手引き」の「マスメディアのための手引き」の内容について、ホームページ等で周知します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |

基本方針Ⅱにおける成果指標

| 指標 | 現在値 | 目標値 | 指標設定の考え方 |
|---|---------------------------|-------------------------------------|---|
| 「依存症は病気であり、本人の性格や意思の問題ではない」と認識する市民の割合 (市民意識調査) | 42.8% (2021年度) | 50% (2027年度) | 依存症に関する正しい知識の普及を示す指標 |
| 依存症支援者研修受講者数 | 315名 (2022年度 までの累計) | 800名 (2027年度 までの累計) | 依存症患者やその家族等に対する支援体制の充実を示す指標 |
| 育児支援ネットワーク事業を活用した医療機関の数 | 40機関 (2022年度) | 目標値は2024年度策定予定の次期札幌市健康づくり基本計画において設定 | 産後うつ等のハイリスク産婦に対する支援体制の充実を示す指標 《出典》札幌市健康づくり基本計画 |
| 「性的マイノリティ」という言葉について、内容まで知っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査) | 33.3% (2021年度) | 50% (2026年度) | LGBTに対する理解や認識を示す指標 《出典》第5次男女共同参画さっぽろプラン |

施策7 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

重点

2022年（令和4年）に全国の小中高生の自殺者数が過去最多になったことを受け、国からは若年層を対象とした自殺対策の強化を求められています。札幌市の自殺者数及び自殺死亡率は、近年、全国の傾向とほぼ同様に横ばいの傾向にあるものの、20歳代以下の若年層については増加傾向にあり、喫緊の課題であることから、子ども・若者の自殺対策を更に推進します。

教育ステージや家庭環境、社会とのつながりの有無など、子ども・若者が置かれている状況は異なっており、自殺に追い込まれている事情も異なっていることから、支援を必要とする全ての若者の置かれている状況に沿った施策を推進します。

なお、子ども・若者に対して自殺対策に関する普及啓発等をする際には、情報発信の方法や受け入れやすい表現を工夫するなど、特性について考慮しながら取組を行います。

また、大学の学生や職員のメンタルヘルスを推進するため、令和元年12月、札幌市自殺総合対策連絡会議の下に、3つの大学（藤女子大学、札幌市立大学、札幌医科大学）により構成された「学生メンタルヘルス部会」を設置しました。学生メンタルヘルス部会の取組を中心に、大学間の連携を深めながら、学生に対する支援の充実を図ります。

取組の方向性

1 子どもに対する支援の充実

- (1) 貧困の状況にある子どもが抱える様々な問題が自殺のリスク要因となりかねないため、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき実施される施策と自殺対策との連携を図ります。
- (2) 生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所づくりを含む学習支援事業を実施します。また、その他の任意事業について、法改正など、社会経済情勢を踏まえながら、実施を検討します。
- (3) 親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるひとり親家庭の子どもを対象に、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得や学習支援等を行う居場所づくりを推進します。
- (4) 上記の居場所を含めた民間の事業所（子ども食堂、児童デイサービス事業所など）のスタッフにゲートキーパー研修の受講を促すなど、孤独・孤立などの問題を抱えた子どもが実際に過ごす「居場所」での支援体制の強化を目指します。
- (5) 児童虐待の予防及び虐待を受けた子どもへの支援
＜基本方針Ⅱ－施策6－取組の方向性7＞【再掲】
- (6) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
＜基本方針Ⅱ－施策5－取組の方向性3＞【再掲】

2 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

- (1) ＜基本方針Ⅰ－施策1－取組の方向性2＞【再掲】

3 いじめ等を苦しめた子どもの自殺の予防

- (1) いじめ防止対策推進法や国が策定した「いじめの防止等に関する基本的な方針」等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、いじめが「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることの周知を行います。また、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握し、迅速な対応を行います。
- (2) 子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間の全国統一ダイヤル（24時間子供SOSダイヤル）等のいじめや不登校等の問題に関する電話相談窓口について周知を図るとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制整備を進めます。また、子どもに対するSNSを活用した相談体制について検討します。
- (3) いじめ等の子どもの権利侵害の問題に対する活動として、人権擁護委員等が手紙のやりとりを通じて子どもの悩みに寄り添う「子どもの人権SOSミニレター」やその他子どもの権利を守る様々な取組を推進します。
- (4) いじめが人に与える影響の大きさへの理解を促すため、学校において、子どもや教育関係者が当事者等の話を聴く機会を設けるよう努めます。
- (5) 家庭や学校でのいじめや暴力等に対応するため、学校、児童相談所、警察等の連携強化を図ります。

4 学生・生徒等に対する支援の充実

- (1) 実際の学校現場で発生する問題等の重層化・複合化に対し、自殺対策に関するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質の向上、地域連携体制の向上などを目指す観点から、学校現場でのこれらの支援者に対し、精神科医や弁護士などの専門家のチームが支援する仕組みを作り、子どもの自殺者数ゼロを目指します。
- (2) 市内の小学校や中学校、高等学校において、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発活動を行う団体等に対して支援を行います。
- (3) 18歳以下の自殺は、全国的に長期休業明けに急増する傾向があると言われていたため、小学校や中学校、高等学校等において、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、児童生徒の様子の変化への早期の気づきや見守り等の取組を推進します。
- (4) 学校における心の健康づくり推進体制
＜基本方針Ⅰ－施策3－取組の方向性3＞【再掲】
- (5) 不登校の子どもへの支援について、早期支援へつながる効果的な取組を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の充実を図ります。
- (6) 高校中途退学者及び進路未決定卒業生について、中途退学や卒業後の状況等に関する実態把握・共有に努め、ハローワークや地域若者サポートステーション、学校等の関係機関が連携協力し、効果的な支援を行います。
- (7) 学校において、保護者等が子どものメンタルヘルス問題について直接相談できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を推進します。
- (8) 学生のメンタルヘルス向上を図るため、市内の大学保健管理センター等で構成されるネットワークづくりを支援します。また、ネットワークを活用して、学生の経済的困窮や就職問題、ブラックバイト等のメンタルヘルスに関連する問題への取組が推進されるよう働きかけます。

- (9) 大学において、教職員が学生のメンタルヘルス支援の担い手であることを踏まえ、教職員に対して研修の機会や教材等の提供を行います。
- (10) いのちの電話フリーダイヤルカード等、相談窓口や支援機関の周知カードを市内の学校等において配布し、それらの利用を勧奨します。

5 若者に対する支援の充実

- (1) 若者支援総合センターにおいて、地域の関係機関と連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援します。
- (2) ひきこもりへの支援
 - <基本方針Ⅱ－施策6－取組の方向性6> 【再掲】
- (3) 性犯罪・性暴力被害者への支援
 - <基本方針Ⅱ－施策6－取組の方向性7> 【再掲】

6 若者の特性に応じた支援の充実

- (1) 若者は、自発的には相談することをためらい、支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われているため、関連機関と連携してICT（情報通信技術）を活用した若者へのアウトリーチ策を検討します。
- (2) 支援を必要としている若者がインターネット上で簡単に適切な支援情報にアクセスできるよう、札幌市のホームページや若年層向け自殺対策に係る普及啓発ウェブサイト「札幌こころのナビ」等を活用して、国が提供する支援情報「いのち支える相談窓口一覧」や「支援情報検索サイト」等の周知を図ります。

主な取組内容

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|-------------------------|------------------------------------|---|-----------------------|
| 1 (1) | 子どものくらし支援コーディネート事業 | 子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ども食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、必要な支援につないだり、重層的な見守りへとつなげます。 | 子ども未来局 子ども育成部 |
| 1 (1) 1 (5) 3 (6) | 【再掲】 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営 | 子どもに関する相談に幅広く応じ、助言や支援を行うほか、権利侵害からの救済の申立て等に基づき、公的第三者の立場で、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。 | 子ども未来局 子どもの権利救済事務局 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|-------------------------|----------------------------|--|----------------------------|
| 1 (2) 1 (4) | 札幌まなびのサポート事業 | 生活保護受給世帯と就学援助利用世帯の中学生に対し、「貧困の連鎖」を防ぐために、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援を実施します。 | 保健福祉局 総務部 |
| 1 (3) | 【再掲】 ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 | ひとり親家庭の子どもが学習習慣を身に付け、基礎的な学力の向上を図るとともに、将来を見据えて進路を考えるきっかけとすることを目的に、大学生等による学習支援を行います。また、ひとり親家庭の不安感を解消するため、進学や進路等の相談にも応じます。 | 子ども未来局 子育て支援部 |
| 1 (3) | 【再掲】 ひとり親家庭からの相談対応 | ひとり親家庭支援センターにおいて、ひとり親家庭等が抱える課題について、夜間・休日を含め、幅広く相談に応じます。また、各区保健センターでは、母子・婦人相談員が各種相談に応じるとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等を行います。 | 子ども未来局 子育て支援部 |
| 1 (4) | 【再掲】 地域の居場所づくりに関する取組の発信 | 各部署が実施または把握している、地域における居場所づくりに関する取組について、SNS等を活用した情報発信を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (5) | 【再掲】 児童虐待防止対策支援事業 | 虐待が疑われる児童を早期に発見し、より迅速で適切な対応をするため、オレンジリボン地域協力員登録のための研修会をはじめ、一般市民や企業、関係機関などに対し、児童虐待防止の普及・啓発を行います。 | 子ども未来局 児童相談所 |
| 1 (5) | 【再掲】 社会的養護自立支援事業 | 児童養護施設等への入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、原則、22歳の年度末日まで、支援コーディネーターによる継続支援計画を策定のうえ、居住費、生活費等の支給や生活相談・就労相談支援を実施します。 | 子ども未来局 児童相談所 |
| 1 (4) 3 (5) 5 (2) | 【再掲】 児童相談所における相談事業 | 18歳未満の児童に関する様々な問題について、家庭や学校、地域住民からの連絡、保健福祉部や警察、家庭裁判所からの通告・送致を受け、相談援助活動を行います。 | 子ども未来局 児童相談所 |
| 1 (5) 3 (5) 5 (2) | 【再掲】 家庭児童相談室による相談事業 | 子どもの福祉に関する一次的な相談窓口として、各区役所に「家庭児童相談室」を設置し、児童家庭相談全般に関する相談を受け、継続的に関係機関と連携をとりながら支援活動を行い、必要に応じて家庭訪問、学校訪問等を実施します。また、緊急・重篤なケースや区で対応が困難なケース等については、児童相談所と速やかに協議・連携しながら支援を実施します。 | 子ども未来局 児童相談所 各区保健福祉部 |
| 1 (6) | 【再掲】 札幌市子どもの命を守る連携協力会議 | 本市における専門機関相互の連携を深めるとともに、有識者等から広く意見を得て、子どもの自殺防止対策に役立ちます。 | 教育委員会 学校教育部 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|----------------------------------|-----------------------------------|---|-------------------|
| 1 (6) | 【再掲】 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 【新規】 | 幼少期から慢性的な疾病に罹患していることにより自立に困難を伴う児童等に対し、相談体制の強化を図るとともに、ニーズに応じた各種事業を実施します。 | 保健福祉局 保健所 |
| 2 (1) | 【再掲】 命を大切にす指の充実 | 道徳をはじめ、学校の教育活動全体を通して「命を大切にす指の」を位置づけ、計画的に実施します。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 2 (1) 3 (1) | 【再掲】 指導資料「いじめ問題への対応」の活用 | 教職員がいじめの問題を理解し、いじめに対して適切な対応を図ることができるよう、生徒指導資料「いじめ問題への対応」を作成・配布します。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 2 (1) 4 (2) | 【再掲】 小中学生等に対する自殺予防啓発事業 【新規】 | 市内学校（小・中・高）において、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発活動を行った団体に対して、その経費の一部の補助を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 2 (1) 4 (4) | 【再掲】 教職員等への研修 | 教職員やスクールカウンセラーを対象に、児童生徒理解や子どもの自殺のサインに対する気づきを高め、適切な対応を養うための研修を実施します。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 2 (1) 4 (4) | 【再掲】 教育センター研修事業 | 教職員等を対象に、児童生徒のこころの健康に関する研修や性に関する指導等の現状と取組に関する研修を実施します。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 2 (1) 4 (4) 4 (8) 4 (9) | 【再掲】 「学生メンタルヘルス支援部会」との連携 | 市内の大学で構成される「学生メンタルヘルス支援部会」と連携し、教職員が学生の心の問題等の理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなげるような取組を推進します。また、大学等の学生に対して、自殺予防教育が行われるよう、働きかけます。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 3 (1) | 悩みやいじめに関するアンケート調査の実施 | 市立学校の全児童生徒を対象にアンケート調査を実施し、子ども一人ひとりの不安や悩みに寄り添い、解消に向けた指導や支援を行います。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 3 (2) | 24 時間子供 SOS ダイヤル | 子どもや保護者からの各種相談に 24 時間いつでも対応できる電話相談窓口を開設します。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 3 (2) 5 (3) | 体罰・性被害相談窓口 | 体罰・性被害の根絶に向け、児童生徒及びその保護者からの体罰・性被害に関する相談に応じ、体罰・性被害の実態把握や早期に適切な対応を行うことを目的とする相談窓口を開設します。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 3 (2) 4 (10) | 相談窓口周知カードの配布 | 学校や家庭以外にも様々な相談先があることを子どもに周知し、不安や悩みを相談しやすくするため、公的機関が設置する各種相談窓口を記載したカードを配布します。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 3 (3) | 子どもの権利推進事業 | 子どもの権利に関するパンフレット等の作成や「子どもの権利の日」事業実施等の普及啓発活動をはじめ、市政や地域における子どもの参加を促す取組、子どもの権利委員会の開催及び推進計画の進行管理等を通して権利の保障を進めます。 | 子ども未来局 子ども育成部 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|--------|-------------------------------------|--|-------------------|
| 3 (4) | 生徒指導研究協議会 | 生徒指導上の諸問題に関する講演・研究協議等を行い、各学校における生徒指導の充実を図るとともに、教職員の指導力の向上を図ります。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 3 (5) | いじめ対策連絡協議会 | 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、情報交換や意見交流等を行うことで、いじめの未然防止や対応の改善を図ります。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 4 (1) | 【再掲】 (仮称) 若者の自殺危機対応チーム事業 【新規】 | 自殺未遂歴があるなど、自殺のリスクが高い若者に対して、地域の支援機関等を通じた支援要請に応じ、専門的知識を有するメンバー（精神科医、公認心理師、弁護士など）により構成された「(仮称) さっぽろ子どもの自殺危機対応チーム」による支援（支援方針に基づく指導・助言・現地調査など）を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 4 (2) | 【再掲】 「人間尊重の教育」推進事業 【新規】 | 札幌市学校教育の重点の『基盤』である「人間尊重の教育」について、「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」を相互に関連させて取り組み、子ども一人ひとりが「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりの一層の推進を図ります。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 4 (3) | 生徒指導に関する園・学校への情報提供 | 夏休みや冬休みなどの長期休業前に、子どもの命を大切に指導及び子どもの安全確保の徹底を図るためのポイントを示した教職員向けの資料を作成し、市立園・学校へ配布します。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 4 (3) | 子どもの命の大切さを見つめ直す月間の実施 | 夏休み明けの時期には、学校生活に悩みを抱える子どもの心が不安定になることが多いことを踏まえ、8月末から9月末までの1か月間を「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」と設定し、各園・学校において、命を大切にする指導や教育相談体制の充実を図るとともに、子ども理解に関する教職員の研修を実施するほか、家庭や地域と連携して子どもに命の大切さを伝えたり、子どもを見守ったりする意識を高めることで、子ども一人ひとりが「自分が大切にされている」と実感し、安心して過ごすことができるような取組を推進します。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 4 (4) | 【再掲】 学校における教育相談 | 各学校において、教職員が子どもからの相談に日常的に対応するとともに、学校生活に係る困りや悩み等に関するアンケート結果などに基づき個別に面談を行います。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 4 (4) | 【再掲】 学校支援相談事業 | 学校における子どもの問題行動等の指導や、それに係る保護者、関係機関との連携について、教育委員会の担当職員（指導主事、セラピスト、生徒指導相談員、スクールセーフティアドバイザー）やスクールロイヤーが学校の支援を行います。 | 教育委員会 学校教育部 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|-------------------------|---------------------------|--|------------------------------|
| 4 (4) 4 (7) | 【再掲】 スクールカウンセラー活用事業 | 全ての市立学校にスクールカウンセラー（SC）を配置し、子ども及び保護者からの相談に対応するとともに、SCの専門性を生かした助言により教職員の対応力を高めるなど教育相談体制の充実を図ります。また、SCスーパーバイザーも含めて、子どもの心の危機における学校への緊急的な支援を行います。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 4 (4) 4 (7) | 【再掲】 スクールソーシャルワーカー活用事業 | 社会福祉等の専門的な知識に加え、教育分野に関する知識や経験を有するスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用し、子どもが置かれた様々な環境に働きかけ、関係機関等とのネットワークを構築するなどの多様な支援方法を用いて問題の解決に当たります。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 4 (5) | 不登校対策 | 不登校児童生徒に対して、合わせて6か所の教育支援センターと相談指導教室において、仲間と共に関わる活動等を通して、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。 | 教育委員会 学校教育部 |
| 4 (6) | ワークトライアル事業 | 新卒未就職者、おおむね50歳以下の求職者及び非正規社員を対象に、就職に必要な能力及び社会人基礎力を身につけてもらう研修や職場実習等を実施し、さっぽろ圏内企業への正社員及び正社員への転換が可能な早期の就職を支援します。 | 経済観光局 経営支援・雇用労働担当部 |
| 4 (6) 5 (1) 5 (2) | 【再掲】 若者支援施設における自立支援事業 | ひきこもりやニートなどの社会生活を円滑に営むうえで困難を有する若者に対する総合相談窓口を設置し、キャリアカウンセラーや社会福祉士などの相談員が相談・カウンセリングに応じます。また、支援プログラム等相談者一人ひとりの能力や目標に応じたサポートを行い、自立に向けた支援を行います。 | 子ども未来局 子ども育成部 |
| 5 (2) | 【再掲】 ひきこもり対策推進事業 | ひきこもりの状態にある本人やその家族等からの電話・来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて訪問型の支援にも対応します。また、相談内容に応じて医療・保健・福祉・教育・就労等の適切な関係機関へつなぐことで、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進します。 | 子ども未来局 子ども育成部 |
| 5 (2) | 【再掲】 こころの健康に関する相談 | 心に悩みを抱える市民や精神に障がいのある市民、その家族や関係者等に対して、精神保健福祉に係る相談を行い、健やかな生活を送るための適切な助言や関係機関の紹介等の援助を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 各区保健福祉部 |
| 5 (3) | 【再掲】 性暴力被害相談 | 性暴力やそれによる被害に関する相談、急性期の対応、付添支援、協力機関の紹介を実施します。 | 市民文化局 男女共同参画室 |
| 5 (3) | 【再掲】 配偶者暴力相談 | 配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力被害者からの相談を実施し、相談内容に応じた適切な情報提供や助言を行います。 | 市民文化局 男女共同参画室 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|----------------|------------------------------|---|-------------------|
| 6 (1) | 困難を抱える若年女性支援事業 | 様々な困難を抱える若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチ支援を行うとともに、居場所の確保、公的機関等への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築し、若年女性の自立の推進に資する取組を実施する。 | 子ども未来局 子ども育成部 |
| 6 (1) | 【再掲】 札幌市自殺総合対策連絡会議 | 自殺対策に取り組む関係団体等によるネットワークとして「札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 6 (1) 6 (2) | 【再掲】 ホームページや SNS 等による普及啓発 | ホームページや SNS 等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 6 (2) | 【再掲】 若年層向け自殺対策普及啓発事業 | 若年層に対して、効果的な啓発となるよう啓発方法やデザイン等を工夫し、自殺の現状や自殺の危険を示すサイン、ゲートキーパーの役割（きづく、きく、つなぐ、みまもる）、相談窓口等、自殺予防に関する知識の普及啓発を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |

基本方針Ⅲにおける成果指標

| 指標 | 現在値 | 目標値 | 指標設定の考え方 |
|--|--------------------------|----------------------------|--|
| いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合 (悩みやいじめに関するアンケート調査) | 92.7% (2022 年度) | 96% (2027 年度) | 子どもが悩みを相談できる相手の有無を示す指標 《札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2023》 |
| 札幌こころのナビの閲覧数 (累計) | 37,790 件 (2022 年度) | 70,000 件 (2027 年度) | 若者がインターネットで助けを求める方法等の情報を得る機会の提供に関する指標 |
| (仮称) 若者の自殺危機対応チーム事業の活用件数 | — | 85 件 (2027 年度 までの累計) | 子ども・若者に対する支援体制の充実を示す指標 |
| 小中学生等に対する自殺予防啓発事業の実施件数 | 0 件 (2023 年度 実施予定) | 30 件 (2027 年度) | 子ども・若者に対する支援体制の充実を示す指標 |

施策8 女性の自殺対策を更に推進する

重点

札幌市の女性の自殺者数及び自殺死亡率は、2020年（令和2年）には133人となり、前年から30人増加しました。また、2021年（令和3年）以降も130人前後と同様の傾向にあり、女性の自殺対策が課題となっています。

なかでも、一般的には、女性にとって大きな期待と不安が交錯する妊娠期から出産後については、精神的に不安定になる女性も多く、よりきめの細かい支援が求められます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性、さらには、生活困窮やDV、性暴力被害、家庭関係破綻など女性をめぐる問題が多様化するとともに複合化し、複雑化しているため、相談にしっかりつながるような普及啓発や、女性の相談を受ける支援者の自殺対策に関する資質の向上を、更に推進する必要があります。

ライフステージや社会とのつながりの有無など、女性が置かれている状況は異なっており、自殺に追い込まれている事情も異なっていることから、支援を必要とする全ての女性の置かれている状況に沿った施策を推進します。

取組の方向性

1 妊産婦への支援の充実

- (1) 予期せぬ妊娠などにより身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、相談支援等を受けられるようにする支援等を含め、妊娠初期の方や予期せぬ妊娠をした方等の支援を推進します。
- (2) 妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、関係機関の連携を促進し、特定妊婦や飛び込み出産に対する支援を進めます。
- (3) 出産後間もない時期の産婦については、産後うつ等の予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化します。
- (4) 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつ等の予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援につなげます。
- (5) 産後に心身の不調又は育児不安等を抱える者等に対しては、退院直後の母親等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。

2 困難な問題を抱える女性への支援

- (1) 保健・医療・福祉・教育・労働などの様々な関係機関や民間支援団体が連携しながら、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性への支援強化を推進します。
- (2) 妊産婦期も含め、女性をめぐる問題が多様化するとともに、複合化、複雑化している現状を踏まえて、連絡会議等の場を活用しながら、関係団体等が連携して対策に取り組むことを支援します。

主な取組内容

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|---|------------------------------|---|-------------------|
| 1 (1) | 妊娠 SOS 相談事業 【新規】 | 予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、24 時間の相談窓口の設置や受診同行支援、一時的な居場所支援を行います。 | 保健福祉局 保健所 |
| 1 (1) 1 (2) | 特定妊婦の初回産科受診料助成事業 【新規】 | 未受診妊婦としての分娩や望まない妊娠による妊婦の自殺を予防するため、特定妊婦と疑われるものに対し、初回産科受診費用を助成する。 | 保健福祉局 保健所 |
| 1 (1) 1 (2) 1 (3) 1 (4) 1 (5) | 妊婦支援相談事業 | 母子健康手帳交付時に母子保健相談員等保健師が妊婦と面談し、児童虐待につながるリスクが高い妊婦を早期に把握し、家庭訪問等による継続的な支援を行います。 | 保健福祉局 保健所 |
| 1 (2) | 保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 | 医療機関において支援が必要な母子を把握した場合「育児支援連絡票」等を活用して各区保健センターに情報提供し、各区保健センターが適切な支援を行います。 | 保健福祉局 保健所 |
| 1 (2) 1 (3) 1 (4) 1 (5) | 産後のメンタルヘルス支援対策 | 生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に、保健師・助産師が訪問を行い、EPDS を含む 3 種の質問票を活用して産後うつ等のメンタルヘルスの問題を早期に発見します。また、ミニカンファレンスにより支援計画の検討や継続した支援を行います。 | 保健福祉局 保健所 |
| 1 (2) 1 (3) 1 (4) 1 (5) | 産後ケア事業 | 市内の助産所を活用し、助産師が宿泊又は日帰りにより母体の体力の回復及び母子への心身のケア等を実施するとともに、育児に関する保健指導等を行います。 | 保健福祉局 保健所 |
| 1 (3) 1 (4) 1 (5) | 産後のママの健康サポート事業 【新規】 | 産後うつによる自殺及び児童虐待の予防を図るため、出産後間もない時期の産婦に対し健康診査の費用を助成し、産後うつのリスクのある産婦を早期に必要な支援につなげる。 | 保健福祉局 保健所 |
| 1 (3) 1 (5) | 妊婦訪問事業 | 妊娠 5 か月以降、保健師・助産師が妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する相談や保健指導を行います。 | 保健福祉局 保健所 |
| 1 (5) 2 (1) | 【再掲】 ホームページや SNS 等による普及啓発 | ホームページや SNS 等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (2) 2 (1) 2 (2) | 【再掲】 札幌市自殺総合対策連絡会議 | 自殺対策に取り組む関係団体等によるネットワークとして「札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|--------|--|--|-----------------------|
| 1 (5) | 地域子育て支援事業 | 子育てに関する相談や子どもへの関わり方、具体的な遊び方などの情報提供を行うほか、地域の仲間づくりなどを支援します。 | 子ども未来局 子育て支援部 |
| 2 (1) | 【再掲】 女性の多様な働き方支援窓口運営事業 【新規】 | 不安や悩みがあり就職活動に踏み切れない子育て中の女性や働き続けることを希望する女性に対し、女性向け就労支援窓口「ここシェルジュ SAPPORO」においてキャリアカウンセラーによる支援を行います。 | 経済観光局 経営支援・雇用労働担当部 |
| 2 (1) | 【再掲】 こころの健康に関する相談 | 心に悩みを抱える市民や精神に障がいのある市民、その家族や関係者等に対して、精神保健福祉に係る相談を行い、健やかな生活を送るための適切な助言や関係機関の紹介等の援助を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 2 (1) | 【再掲】 女性のための総合相談 | 家庭や人間関係等、女性が抱える悩みに関する相談を実施します。 | 市民文化局 男女共同参画室 |
| 2 (1) | 【再掲】 女性のための法律相談 | 離婚やハラスメント、性別に関する不当な扱い等に関して、女性弁護士による相談を実施します。 | 市民文化局 男女共同参画室 |
| 2 (1) | 【再掲】 性暴力被害相談 | 性暴力やそれによる被害に関する相談、急性期の対応、付添支援、協力機関の紹介を実施します。 | 市民文化局 男女共同参画室 |
| 2 (1) | 【再掲】 配偶者暴力相談 | 配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力被害者からの相談を実施し、相談内容に応じた適切な情報提供や助言を行います。 | 市民文化局 男女共同参画室 |
| 2 (1) | 【再掲】 婦人相談 | 各区保健センターの母子・婦人相談員が、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子や配偶者から暴力を受けた者等に対し、その相談に応じ、必要な指導等を行います。 | 子ども未来局 子育て支援部 |
| 2 (1) | 【再掲】 ひとり親家庭からの相談対応 | ひとり親家庭支援センターにおいて、ひとり親家庭等が抱える課題について、夜間・休日を含め、幅広く相談に応じます。また、各区保健センターでは、母子・婦人相談員が各種相談に応じるとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等を行います。 | 子ども未来局 子育て支援部 |
| 2 (1) | 【再掲】 がん患者のウィッグ及び乳房補正具購入費用助成事業 【新規】 | がん患者の治療と社会参加等の両立を促し、療養生活の質の向上を図るため、がん治療の副作用による外見の変化を補完する、ウィッグや乳房補正具の購入費用を助成します。 | 保健福祉局 保健所 |
| 2 (1) | 【再掲】 困難を抱える若年女性支援事業 | 様々な困難を抱える若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチ支援を行うとともに、居場所の確保、公的機関等への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築し、若年女性の自立の推進に資する取組を実施する。 | 子ども未来局 子ども育成部 |
| 2 (1) | 困難を抱える女性支援事業 | 社会から孤立・孤独状態にある女性への支援を行い孤立・孤独状態の解消を図るための事業を実施します。 | 市民文化局 男女共同参画室 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|--------|-----------------------|--|------------------|
| 2 (2) | 【再掲】 ひとり親家庭からの相談対応 | ひとり親家庭支援センターにおいて、ひとり親家庭等が抱える課題について、夜間・休日を含め、幅広く相談に応じます。また、各区保健センターでは、母子・婦人相談員が各種相談に応じるとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等を行います。 | 子ども未来局 子育て支援部 |

基本方針Ⅳにおける成果指標

| 指標 | 現在値 | 目標値 | 指標設定の考え方 |
|---|-------------------|-------------------|--|
| 札幌市における自殺対策の取組について、「知っている取り組みはない」と回答する女性の割合 (市民意識調査) | 19.6% (2021年度) | 15.0% (2027年度) | 自殺対策の取組に関する女性の認知度を示す指標 |
| 困難を抱える女性支援事業における相談件数 (年間) | 288件 (2021年度) | 360件 (2027年度) | 困難を抱える女性に対する支援体制の充実を示す指標 《出典》第5次男女共同参画さっぽろプラン |

施策9 自殺総合対策に資する調査研究等を推進する

自殺未遂者への支援を充実するため、令和元年12月、札幌市自殺総合対策連絡会議の下に、救急患者精神科継続支援料算定医療機関（市立札幌病院、北海道医療センター、札幌医科大学）により構成された「自殺未遂者支援部会」を設置しました。

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺未遂者支援部会とも連携しながら、自殺総合対策の推進に資する調査研究等を多角的に実施するとともに、その結果を自殺対策の実務的な視点からも検証し、札幌市の自殺対策の実践に活用します。

取組の方向性

1 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証

- (1) 社会的要因を含む自殺の原因・背景や自殺に至る経過を多角的に把握し、保健・医療・福祉・教育・労働等の領域における個別対応の充実や制度的改善を図るための調査、自殺未遂者を含む自殺念慮者の地域における継続的支援に関する調査等を実施します。
- (2) 札幌市内において緊急搬送された自損行為患者について、札幌市自殺総合対策連絡会議「自殺未遂者支援部会」の取組を通して実態の調査・分析を行います。
- (3) 精神科リエゾンチームを有する救急医療機関やその他医療機関、関係機関等と連携し、自殺未遂者支援の実態調査を行います。
- (4) 保護者のメンタルヘルスに着目した相談支援を通して、子どもの虐待等の現状把握に努めます。

2 調査研究及び検証による成果の活用

- (1) 札幌市における自殺対策を推進するため、精神保健福祉センターが中心となって、国から提供される地域自殺実態プロファイル等、自殺対策に関する情報の収集・整理・分析・活用を行います。
- (2) うつ病等の患者が地域において継続的にケアが受けられるよう、最新の研究成果について普及を図ります。

3 先進的な取組に関する情報の収集及び整理

- (1) 国から提供される地域別自殺対策の政策パッケージに示された取組等を参考に、必要な情報の収集・整理を行い、自殺の実態や地域の実情に応じた対策を実施します。

4 子ども・若者の自殺等に関する調査研究及び成果の活用

- (1) 大学保健管理センターと連携し、学生の自傷行為など自殺関連行動の実態を調査・分析します。また、教育委員会が大学との連携で実施した自殺予防対策共同研究事業の成果の活用を図ります。

主な取組内容

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|----------------------------------|----------------------------|---|-------------------|
| 1 (1) 2 (1) 3 (1) | 札幌市における自殺の実態調査・分析等 | 自殺の実態に関する調査研究や国から提供される自殺実態プロファイル、様々な分野における既存資料等、自殺対策に関する情報の収集・調査・整理・分析を行い、各種対策に活用します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (1) 1 (2) 1 (3) 1 (4) | 自殺未遂者等実態調査事業 | 精神科医療機関や救急医療機関、その他関係機関等と連携し、自殺未遂者等に関する実態調査を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (2) | 【再掲】 札幌市自殺総合対策連絡会議 | 自殺対策に取り組む関係団体等によるネットワークとして「札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 2 (2) | 【再掲】 ホームページやSNS等による普及啓発 | ホームページやSNS等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 4 (1) | 学生・生徒等の自殺関連行動実態調査 | 大学保健管理センターや教育委員会と連携し、学生・生徒の自傷行為など自殺関連行動に関する調査・分析を行い、各種対策に活用します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |

施策 10 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

重点

自殺未遂者が再度の自殺を企図するリスクは非常に高く、2018年（平成30年）から2022年（令和4年）の自殺者のうち、自殺未遂歴のある者は約25%を占めており、特に女性は約35%に自殺未遂歴がありました。

そのため、救急施設に搬送された自殺未遂者への複合的ケース・マネジメントの成果等を参考に、先進的な取組を進めている医療機関等を中心とした関係機関による連携を強化するとともに、専門職の対応技術の向上を図ることにより、再度の自殺企図を防ぐための対策を強化します。

さらに、家族等の身近な支援者への支援の充実を図ります。

取組の方向性

1 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備

- (1) 救急施設に搬送された自殺未遂者に対する、救急患者精神科継続支援料を算定している病院により構成された、札幌市自殺総合対策連絡会議「自殺未遂者支援部会」を中心に、自殺未遂者への適切な医療の推進を図ります。

2 救急医療施設等における精神科医による診療体制等の充実

- (1) 既存の自殺未遂者に関する実態調査結果を基に、精神科救急医療における自殺未遂者支援の充実に向けた支援を行います。
- (2) 精神科救急医療や一般救急医療に従事するスタッフに対して、自殺未遂者への適切な対応とコミュニケーション法を学ぶ機会の提供、自殺未遂者支援の内容や窓口情報等に関するリーフレットの配布等を行い、医療現場における自殺未遂者支援を推進します。

3 医療と地域の連携推進による包括的な自殺未遂者支援の強化

- (1) 保健・医療・福祉等の各機関が連携して、自殺未遂者に対して包括的な支援を推進します。
- (2) 自殺未遂者支援に関して、消防・警察・医療等の多職種による研修を開催するなどし、関係機関の連携と支援体制の強化を図ります。
- (3) こころの健康に関する相談等を通じて、精神科医療が必要と思われるにも関わらず未治療となっている自殺未遂者を把握し、必要に応じて医療機関を紹介するなど、精神科医療へつなげる取組を推進します。
- (4) 関係機関と連携し、自殺未遂者が抱える法的問題を解決するため、法律専門家による入院先での相談等を推進します。
- (5) 保健・医療・福祉等の各機関において自殺未遂者支援に関わる専門職に対して、自殺未遂者への対応に関する普及啓発や、当事者やその家族の声を取り入れた研修等を開催します。
- (6) 「自殺未遂者支援部会」の取組を通して行った実態調査・分析結果等を活用し、精神科以外も含めた医療・保健・福祉等の領域の関係機関に向けた情報発信等を行います。

4 家族等の身近な支援者に対する支援

- (1) 自殺のハイリスク者である自殺未遂者を支える家族等に対して、包括的な支援を行います。
- (2) 自殺未遂者を支える家族等に対する有効なケアの在り方について検討します。

5 学校や職場等における事後対応の促進

- (1) 学校、職場で自殺や自殺未遂があった場合に、周りの人々に対する心理的ケアが迅速かつ的確に行われるよう、自殺未遂後の学校や職場における対応マニュアルの普及を図ります。また、カウンセリング等の研修を通じて適切な支援モデルを提示し、的確な対応につなげます。

主な取組内容

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|----------------|----------------|---|-------------------|
| 1 (1) 2 (1) | 精神科救急情報センターの運営 | 平日の夜間及び休日に、地域で生活する精神障がい者の緊急の精神科医療に対応するため、電話相談や当番病院・関係機関との調整を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|--|---------------------------------|---|------------------------------|
| 1 (1) 2 (1) 2 (2) | 自殺未遂者医療の推進 | 救急施設に搬送された自殺未遂者に対する救急患者精神科継続支援料算定施設を中心に、一般救急施設などの関係機関とネットワークを構築し、自殺未遂者に関する知識や技術等を研修等により情報発信します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (1) 2 (1) 3 (1) 4 (1) | 救命救急センター搬入自殺企図患者への精神科医評価・介入連携事業 | 市立札幌病院において、自殺企図により救命救急センターに搬入された全患者（搬入時死亡例を含む）の家族から聴き取りを実施し情報を集積し、継続的な精神科治療（入・通院）と家族関係者へのフォローや遺族自身のセルフケアに関する助言を実施します。 | 病院局 経営管理部 |
| 1 (1) 3 (1) 3 (2) 3 (4) 3 (6) 4 (2) | 【再掲】 札幌市自殺総合対策連絡会議 | 自殺対策に取り組む関係団体等によるネットワークとして「札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 2 (2) 3 (2) 3 (5) | 専門職向け自殺未遂者支援研修会 | 自殺未遂者支援に関わる専門職向けに、当事者やその家族の心情に配慮した研修会等を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 2 (2) 3 (5) | 自殺未遂者に関する普及啓発 | 自殺未遂の背景や対応、医療機関や相談窓口等の情報を掲載したリーフレット等を作成・配布します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 3 (3) | 【再掲】 心の健康相談事業 | 各区保健福祉部において、精神科医による精神保健福祉に関する相談を定期的に行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 各区保健福祉部 |
| 3 (3) 4 (1) | 【再掲】 こころの健康に関する相談 | 心に悩みを抱える市民や精神に障がいのある市民、その家族や関係者等に対して、精神保健福祉に係る相談を行い、健やかな生活を送るための適切な助言や関係機関の紹介等の援助を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 各区保健福祉部 |
| 5 (1) | 【再掲】 ホームページやSNS等による普及啓発 | ホームページやSNS等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |

基本方針Vにおける成果指標

| 指標 | 現在値 | 目標値 | 指標設定の考え方 |
|----------------------|----------------------------|-------------------------------|-----------------------|
| 救急患者精神科継続支援料算定機関数 | 4 機関 (2022 年度) | 6 機関 (2027 年度) | 自殺未遂者に対する支援体制の充実を示す指標 |
| 専門職向け自殺未遂者支援研修会の受講者数 | 0 名 (2023 年度 実施予定) | 200 名 (2027 年度 までの累計) | 自殺未遂者に対する支援体制の充実を示す指標 |

施策 11 遺された人への支援を充実する

自殺により遺された人は、深い悲観に加え、社会からの偏見や経済面、生活面等の多くの困難や悩みを抱えることが多いですが、遺された人自身のことは「個人的な体験」と捉えがちであり、どこかで自分がケアを受けることへの抵抗感や、後ろめたさを感じてしまう面があります。

遺族に対する迅速なケアを行うとともに、遺族が関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう、支援の充実を図ります。また、遺された人が安心して自身の体験を分かち合えるよう、遺族の自助グループ等の活動を支援します。

さらに、遺族だけではなく、自殺により遺された支援者へのケアを重要であることから、医療・福祉等の関係職員に対する支援も推進します。

取組の方向性

1 遺族等への支援

- (1) 自死遺族の自助グループ等の運営支援や遺族等に対する相談機関の周知等を行い、精神保健福祉センターにおける遺族等に対する相談体制を充実します。
- (2) 自死遺族に限定せず、大切な人を失った遺族が、安心して相互に交流できる居場所づくりについて支援をします。
- (3) 保健・医療・福祉の専門職が、遺された当事者の方から話を聞く機会を設けるなど、自死遺族の置かれている状況について学ぶ研修会を実施します。また、その支援に参加する機会を提供します。

2 学校や職場等における事後対応の促進

- (1) <基本方針Ⅳ－施策9－取組の方向性5> 【再掲】

3 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進

- (1) 遺族等が総合的な支援を必要としている可能性があることを踏まえ、必要な情報を迅速に得ることができるよう、一般的な心身への影響と留意点、諸手続に関する情報、自助グループ等の活動情報、各種相談窓口等の情報を掲載したパンフレットを作成します。また、遺族等と接する機会の多い関係機関等において、自殺者や遺族のプライバシー、心情に配慮しながら配布を行います。
- (2) 救急医療機関に従事する医療関係者に対して、自死遺族心理に関する研修会を実施し、救急医療現場における自死遺族支援を推進します。
- (3) 生活・経済支援や法的な側面への対応も含めた自死遺族相談（個別相談）を実施します。
- (4) 自死遺族支援に関わる専門職等が自死遺族に特有の心情等を理解し、適切な支援に活かすことができるよう、また、専門的知識を適切な支援に活かすことができるよう、遺族や支援者による講演会や研修等を開催して情報発信や人材育成を行うとともに、遺族との交流や要望等を聞く機会を設けます。

4 遺児等への支援

- (1) 学校や児童相談所等の関係機関と児童精神医療や自殺対策の専門家が連携して、遺児等の家庭の状況に応じた相談支援体制の充実を図ります。
- (2) 遺児等に対するケアも含め、教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施します。

5 遺された関係者への支援

- (1) 自死遺族のみならず、関わりのあった周囲の方々や医療・福祉等の関係職員に対して、それぞれの置かれている状況に配慮しながら支援を行います。

主な取組内容

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|------------------------------|----------------------------|---|------------------------------|
| 1(1) | 【再掲】 こころの健康に関する相談 | 心に悩みを抱える市民や精神に障がいのある市民、その家族や関係者等に対して、精神保健福祉に係る相談を行い、健やかな生活を送るための適切な助言や関係機関の紹介等の援助を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 各区保健福祉部 |
| 1(1) 3(1) 5(1) | 自死遺族サポート事業 | リーフレットやホームページ等を活用し、自死遺族向けの相談機関や自助グループ等に関する情報発信を行うとともに、自死遺族に対する理解や適切な対応等についての普及啓発を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1(2) | 遺族交流の場の提供 | 遺族等の自助グループと連携し、大切な人を失った遺族が相互に交流できる場の提供を推進します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1(3) 3(2) 3(4) 5(1) | 【再掲】 自死遺族支援研修会 | 自死遺族への適切な対応を図るため、専門職を対象に、自死遺族支援に関する研修会を実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 2(1) | 【再掲】 ホームページやSNS等による普及啓発 | ホームページやSNS等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 3(3) 5(1) | 自死遺族特定相談事業 | 関係機関と連携し、自死遺族を対象に電話・来所相談を実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 4(2) | 【再掲】 教職員等への研修 | 教職員やスクールカウンセラーを対象に、児童生徒理解や子どもの自殺のサインに対する気づきを高め、適切な対応を養うための研修を実施します。 | 教育委員会 学校教育部 |

基本方針Ⅵにおける成果指標

| 指標 | 現在値 | 目標値 | 指標設定の考え方 |
|-----------------|-------------------------------|---------------------------|----------------------|
| 自死遺族支援研修受講者数 | 718名 (2010年度～ 2022年度累計) | 970名 (2027年度 までの累計) | 自死遺族に対する支援体制の充実を示す指標 |
| 自死遺族支援グループ開催支援数 | 26回 (2017年度～ 2022年度累計) | 55回 (2027年度 までの累計) | 自死遺族に対する支援体制の充実を示す指標 |

施策 12 関係団体等との連携を強化する

重点

自殺は、家庭問題、健康問題、経済・生活問題等の要因が複雑に関係していることから、自殺を防ぐためには様々な分野の団体や関係者等が連携・協力して、総合的に対策を推進することが必要ですが、関係団体等の専門分野や担当部署が細分化されており、適切な連携相手を探すこと等について課題があります。

そのため、「札幌市自殺総合対策連絡会議」を中心に、札幌市を含めてそれぞれの機関・団体が果たす役割を明確化しつつ、各団体等の特徴や強みなどについて相互に活用しながら、実効性のある取組を連携して進めます。

また、自殺対策において、「北海道いのちの電話」等の民間団体は、非常に重要な役割を担っています。しかし、多くの民間団体が、組織運営や人材育成、資金確保等の面で課題を抱えていることから、これら民間団体の活動を継続的に支援します。

取組の方向性

1 民間団体の人材育成に対する支援

- (1) 民間団体における相談の担い手や他機関連携を促すコーディネーターの養成を支援します。
- (2) 医療や福祉、労働、経済等の様々な活動分野に応じたゲートキーパー養成研修等に関する受講支援等を行い、民間団体における人材養成を推進します。

2 地域における連携体制の確立

- (1) 自殺対策に取り組む関係団体等がネットワークによる連携をさらに強化することにより、各機関が持つ特徴や強みについて、他の機関が行う取組にも活用していけるような相互連携・協働体制の構築を図り、より実践的な取組が可能となるよう支援します。

3 民間団体の相談事業等に対する支援

- (1) 民間団体や関係機関が実施している相談支援窓口の情報や、人材確保の取組等に関する普及啓発活動を支援します。
- (2) 自殺予防に大きな役割を果たしている民間団体である「北海道いのちの電話」が行う 24 時間 365 日の電話相談事業に対して、引き続き人材養成等の支援を行います。

主な取組内容

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|----------------|------------------------|---|-------------------|
| 1 (1) 1 (2) | 自殺対策に係る民間団体の相談員等に対する研修 | 自殺対策に係る民間団体の相談員等に対し、資質の向上を図るための研修を支援します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 1 (2) | ゲートキーパー養成プログラムの推進 | 大学等の研究機関と連携し、活動分野に応じたゲートキーパー養成プログラムの活用を推進します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |

| 取組の方向性 | 事業・取組名 | 概要 | 担当 |
|--------------|------------------------------------|--|-------------------|
| 2(1) 3(1) | 【再掲】 札幌市自殺総合対策連絡会議 | 自殺対策に取り組む関係団体等によるネットワークとして「札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 2(1) | 【再掲】 (仮称)若者の自殺危機対応チーム事業 【新規】 | 自殺未遂歴があるなど、自殺のリスクが高い若者に対して、地域の支援機関等を通じた支援要請に応じ、専門的知識を有するメンバー（精神科医、公認心理師、弁護士など）により構成された「(仮称)さっぽろ子どもの自殺危機対応チーム」による支援（支援方針に基づく指導・助言・現地調査など）を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 2(1) | 北海道自殺対策連絡会議への参加 | 「北海道自殺対策連絡会議」の構成機関として、各構成機関との自殺対策に関する取組等の情報交換を通して、地域での連携強化を図ります。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 3(1) | 【再掲】 小中学生等に対する自殺予防啓発事業 【新規】 | 市内学校（小・中・高）において、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発活動を行った団体に対して、その経費の一部の補助を行います。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 3(2) | 「北海道いのちの電話」への支援 | 「北海道いのちの電話」が行う研修会や講演会、広報、相談員の資質向上等を支援します。 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |

基本方針Ⅶにおける成果指標

| 指標 | 現在値 | 目標値 | 指標設定の考え方 |
|---|------------------------------|------------------------------|--------------------------|
| 札幌市自殺総合対策連絡会議関係会議の開催回数 | 16回 (2022年度 までの累計) | 30回 (2027年度 までの累計) | 自殺対策に取り組む関係機関・団体の連携を示す指標 |
| 札幌市における自殺対策の取組について、「知っている取り組みはない」と回答する市民の割合 (市民意識調査) | 26.7% (2021年度) | 20.0% (2027年度) | 自殺対策の取組に関する認知度を示す指標 |
| 【再掲】 ゲートキーパーに関する研修受講者数 | 15,992名 (2022年度 までの累計) | 22,000名 (2027年度 までの累計) | 悩みを抱えた人を支える環境づくりの成果を示す指標 |
| 【再掲】 小中学生等に対する自殺予防啓発事業の実施件数 | 0件 (2023年度 実施予定) | 30件 (2027年度) | 子ども・若者に対する支援体制の充実を示す指標 |